

平成23年度包括外部監査の総括的意見及び指摘事項・意見

| 総括的意見 | 資料ページ |
|-----------------------|---------|
| 事後のフォローとモニタリング、及び評価 | P1～P4 |
| 評価指標の重要性 | P5～P7 |
| コンフリクト(葛藤、競合、対立等)への対処 | P8 |
| 戦力的な発想の必要性 | P9～P12 |
| 対象を明確にして周知を徹底する必要性 | P13 |
| モデル事業の課題 | P14 |
| 県という立場を生かして | P15 |
| 対象と対象外の峻別、コストの圧縮 | P16～P17 |
| 地域の実状を十分に考慮する必要 | P18 |
| ナレッジ(知識や知恵、経験、知見等)の活用 | P19 |
| 事業の継続能力 | P20 |
| 真実な報告及び相互牽制(内部統制) | P21～P30 |

平成23年度包括外部監査の総括的意見及び指摘事項・意見

事後の十分なフォローとモニタリング、及び評価

補助金に関して投入重視から成果重視に発想を変えることによって、少ない予算でより大きな成果を上げることを目指すべきである。そのためには、事後の十分なフォローとモニタリング、及び深度ある評価を行い、行政の質を向上させる取組を行う必要がある。

補助金名

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書ページ |
|------------------|--------------|--|-------|--------|
| 1. 大分県市町村合併推進交付金 | 意見 | 県としては予算の総枠内であるということで、請求書等の書面の精査、電話や書類でのやり取り等で済ませるのではなく、リスクのある部分、例えば入札状況の確認等は行うべきであるし、また一部抽出してでも内容の検証を行うべきである。 | 総務部 | 20 |
| 3. 大分県市町村振興協会交付金 | 意見 | 各市町村より、交付申請書と事業計画書の提出は受けているが、報告は受けていない。実績報告書は入手するべきである。 | 総務部 | 27 |
| 4. 地域活性化総合補助金 | [東部振興局] 指摘事項 | 現在のところこの補助金の効果は極めて限定的と考えられ、本来団体が自主事業としてやるべきものではなかったかと考えられる。また、振興局としてもその後の実績数値等、実態の把握が十分に行われていなかったと言わざるをえない。 | 企画振興部 | 38 |
| | [東部振興局] 指摘事項 | 鳥獣被害対策として、猪・鹿肉の販売ならびに流通の販路拡大の目的で補助したのであるから、販路拡大に協力するよう要請すべきである。 | | 38 |
| | [中部振興局] 意見 | イベントに対する補助はそれだけに終わらせるのではなく、参加者(一般来場者も含む)にアンケートを実施して潜在的なニーズや問題点を把握するとともに、開催後の反省会などにより、改善点を把握するなどのフォローが必要である。このことによって、補助金の効果も大きく変わってくると考えられる。 | | 41 |
| | [南部振興局] 指摘事項 | 海上釣り堀施設の整備について、複数の業者の見積書、納品書、請求書等で同一様式のものが出された。しかも、同一業者で複数の異なる様式の請求書を提出しているケースがあった。このことについて振興局に調査を依頼したところ、事業実施の決定が遅れ、決定から実施までの期間が短く、事務局において統一様式を各社にデータで渡して依頼を行ったことにより、様式が同一となってしまったとの回答を得た。取引の公正性及びその検証体制について疑念をもたれるようなことはすべきではない。また、目的は地域の養殖業者を援助するということになっていることから、今後、この地域の養殖業者全体に恩恵が及ぶよう、仕入れ等の工夫を行ってほしい。また、現在、業績自体は順調に推移しているという認識を持っているようであるが、事業自体の特殊性を考慮すると、より一層営業活動に力を入れるように、県はさらなる指導を行う必要がある。 | | 42 |
| 6. 地方バス路線維持費補助金 | 意見 | 継続的に補助金を受けている事業者に対しては、数年に一度は事業所へ赴き、運行記録や業務日誌と照合するなどして実績報告書の信憑性を確認する必要があると考える。 | 企画振興部 | 49 |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|--------------------------------|---------|--|-------|------------|
| 7.生活交通路線支援事業費補助金 | 意見 | 実績報告書は毎年所定の様式で入手しているものの、実績報告書の信憑性の確認は行われていない。添付書類として作成される実車距離や実績運行費用の資料については、提出された資料を鵜呑みにするのではなく、定期的に事業所等に赴き作成の基礎資料となった運行記録や業務日誌等との整合性を確認する作業を行う必要があると考える。 | 企画振興部 | 52 |
| 10.運輸事業振興助成補助金 | 意見 | 運輸事業振興助成補助金には、(社)全日本トラック協会への出せん金が含まれている。担当部局によれば、「全日本トラック協会への運輸事業振興助成交付金における出せん金の割合は国土交通省が了解した上で決定されている。」との回答であった。県は運輸事業振興助成補助金の交付に当たっては、事業内容を精査した上で県トラック協会への予算額を決定しており、中央出せん金については「事業実施効果、資金運用の効率性等の観点から全国的規模において実施することがふさわしいものを対象とした事業」のための出せんとして今後も出せんを続ける予定であるという。 県としては、公金を支出する以上、県トラック協会のみならず、全日本トラック協会についても、決算書の入手及び事業内容の検討を行うことが望ましい。 | 企画振興部 | 65 66 |
| 11.大分県社会福祉事業団自立支援事業費補助金 | 意見 | 現状は、支出された補助金が積立金に充当されていることに重きがおかれ、最終的な補助金(積立金)の用途については検討が十分なされておらず、県として補助金が適切に使われたか否かの検討が不十分であった。補助金の成果について交付先からの実績報告の内容も改善すべきである。 今後は、積立金が交付先の内部留保となっていないか、適切に福祉事業に使われているかといった観点を持った上で、具体的な用途の報告を受け、検討する必要がある。 | 福祉保健部 | 69 |
| | 意見 | 既に改築を行った実績のある4施設の合計でみると、補助金額(推定値)と本来負担すべき補助金額との差が24千円であり、補助金額は概ね見込額と実績額との双方に対応した合理的な数字となっている。しかし、施設ごとにみると大きく見込額と実績額が異なっているものがある。今後改築するものについて見込と実績が異なってしまうと、結果的に補助金額が過大あるいは過少となる可能性があるため、注意が必要である。 | | 70 |
| 21.大分県消防協会補助金 | 意見 | 県の担当者は消防大会等の状況や補助金で会議費として支出されている消防団幹部会議、消防団長会議での内容について集約し、県の消防行政にどのように反映されたかについて取りまとめていた。消火活動の中で当該補助金がどのように役立ったかについて客観的に示すのは困難であるかもしれないが、補助金の効果を可能な限り検証し、説明する必要があることから、上記に加えて例えば消防団員に対してアンケートを実施する等の努力を怠ってはならないと考える。 | 生活環境部 | 95 |
| 26.大分県ニュービジネス発掘・育成事業費補助金 | 意見 | 創業者のリスクの一部を公金で負担する以上、その効果は創業者のみならず、県民も何らかの形で享受できるような高い効果が求められる。グランプリは、マスコミ等に取り上げられやすく、県や企業としてのPR効果も一定程度はあるであろう。しかし、全体としてこれまでのところ、投資額に見合った成果は把握できなかった。ベンチャー支援については、単発的な支援だけでは成果を上げるのは容易ではないと思われる。今後も、受賞企業に対してフォローアップを継続するとともに、地道な支援を行っていく以外はない。 | 商工労働部 | 132 |
| 27.中小企業経営革新対策費補助金 | 意見 | リターン(売上)の獲得を図る企業は、リスク(コスト)をその企業自ら負担するのが当然であり、コストを補助金で賄うということは、リスクを県民が負担していることになる。 補助金が企業の経営革新に有効に利用され、やがては県民もその利益を享受できるよう、県は継続したフォローアップ及び検証を行っていく必要がある。 | 商工労働部 | 136 |
| 30.下請企業振興事業費補助金 | 意見 | 確かに景気動向、経済状況は非常に厳しく、成果を求められるのは大変であるが、経済状況が良くなれば、数値が高まるのはある意味必然であり、補助金が入るからには厳しい環境においてこそ、中小企業の役に立てるよう、下請取引のあっせん成立確保のために発注企業数の獲得に努められたい。 | 商工労働部 | 143 |
| 31.大分県中小企業新製品・新技術実用化開発支援事業費補助金 | 意見 | 採択に当たった審査とその後のフォローを十分に行うことによって、事業の成果を高める努力を行う必要があり、これができなければ当該事業については、見直しを検討すべきである。 | 商工労働部 | 146 |
| 42.21世紀商業創造スペシャリスト養成事業費補助金 | 意見 | 卒塾時に塾生から回収したアンケートでなく、追跡調査を行った結果をもって、効果を疎明できない場合には補助金の廃止も含めて検討すべきである。 | 商工労働部 | 173 |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|--------------------------|---------|--|-------|------------|
| 44. 大分県企業立地促進補助金 | 意見 | 事務事業評価の検討は企業立地促進事業全体の評価であり、補助金個別の評価の検討が不十分である。当該補助金を利用する企業は、半導体設計・製造業や非鉄金属製造業、加工食品製造業や精密ゴム製品の製造など様々な製造業等があるが、県は、補助金を支出した各企業に対し出荷額や生産量などの概要調査を行っている。これらを業種別に細分化して、どの業種の企業がどれだけの実績を挙げているかということを検証し、効果的・効率的な企業誘致につなげていくべきである。 | 商工労働部 | 189 |
| 48. 大分県流通業務団立地促進補助金 | 意見 | 雇用者は当補助金の要件としていないため、交付要綱では交付申請書及び実績報告書における雇用者数の記載について定めをしていないが、事業の目的が達成されたかを把握するために雇用者数の把握は重要といえる。今後は要綱の改正を含め、雇用者数の把握方法を検討すべきである。 | 商工労働部 | 198 |
| 49. 大分県ソフトウェア業等立地促進補助金 | 意見 | これまで対象要件や対象業種などは、開始年度以降見直されているが、当該補助金については開始して26年が経過しており、前述のように企業側のメリットも少ないことから利用実績が低くなっており、要件等制度の見直しを検討するべきである。 | 商工労働部 | 194 |
| 53. 54. 漁業金融対策事業利子補給費補助金 | 意見 | 部局として当該利子補給を行った漁協からの融資によって、各漁業者の経営がどのように改善されているのか、その結果、どのような経営内容となっているのかということについて資料を入手して進捗管理する仕組みが不十分である。 漁業近代化という目的にそって設備資金や運転資金が漁協より貸し付けられているのであるが、県としても振興局を含めた部局において利用者のその後の状況を把握しておく必要がある。融資を行った漁協としては、査定のために毎年必ず資料を入手するはずであるから、利子補給を行った県の側としても漁協からそれらの資料を入手したり、漁業者にモニタリングするなどしてその後の状況を把握しておくことが、事業の効果を把握することにもなり、その後の政策に対する判断材料ともなるはずである。 | 農林水産部 | 210 211 |
| 55. 農業金融対策事業利子補給費補助金 | 意見 | 期中管理は延滞で把握することが主であり、進捗管理を十分に早い手当てを促すことが必要である。 総事業費に占める補助金の比率が高くなればなるほど、金融機関のリスクは少なくなることから、その期中管理の精度は下がることが考えられ、そうなれば補助金が無駄になるリスクが高まる。 補助金を支出したのであるから、期中管理を十分に持って、補助金が無駄になるリスクを防止するべきである。 | 農林水産部 | 212 |
| 56. 漁業緊急保証対策資金利子補給費補助金 | 意見 | 漁業に限らずいかなる事業者にとっても、将来の不測の事態に備えて財務体質を改善しておくことは必要である。そして、融資を受けるタイミングというのはそれを受ける側の財務体質改善のための一つの契機ともなる。しかし、保証協会の保証が付き、漁協としてもリスクを負わないとすると、この機を捉えて、漁業者の経営改善を促すきっかけとする仕組みとしては機能しない可能性が高く、今後とも同じことが繰り返されていくことに対する歯止めがかからない危険性を内包している。 従って、緊急であっても、将来の漁業者の経営改善に結びつくように資金投入段階での丁寧な審査とその後の振興局を含めた部局における進捗管理が非常に必要である。 | 農林水産部 | 216 |
| 60. 中山間地域等直接支払交付金 | 意見 | 県は、国からの事務連絡に従い対策期間中（5年）においてすべての市町村に対して抽出検査を行うようにしている。しかし、抽出件数を見てみると平成22年は2市で各々1件、平成23年度も1町で1件と締結集落数と比べて極めて少なく、この1件が適切に処理されていることをもって残りの集落も適切に処理されていると判断するにはあまりにも心もとない。 他の業務との兼ね合いや人員面でのやり繰りができない等致し方ない面があるかもしれないが、1市町村につき1件の抽出は最低の抽出件数であり、通常はその市町村の締結集落数が少ないか、あるいは担当者が当該事業を熟知しており事務リスクが小さいと判断される場合などに限って許される抽出件数と考える。 したがって、県としては、各市町村の締結集落数や担当者の事業に対する習熟度あるいは過去の処理間違いの有無等を勘案したうえで、リスクが高いと判断される市町村に対してはそれに応じて抽出件数を増やすなどの対応が必要と考える。 また、どこを抽出先として選択するかについても任意に抽出するのではなく、たとえば市町村の担当者に、過去の事象から間違いが起こりやすい集落をヒアリングしたり、県のほうで協定書入手し、それを横並びに見て一覧表を作成、他集落と比較して協定内容に異常がある先がないか確認をする等、まず協定先ごとのリスクの大きさを把握する作業が必要である。その結果、リスクが高いと判断された協定先を優先的に抽出先として選択するなどの工夫を行うことによって、効率的かつ効果的にモニタリングすることが可能となるはずである。 | 農林水産部 | 231 |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|---------------------------|---------|---|-------|------------|
| 61. 水田農業構造改革対策推進事業費補助金 | 意見 | 監事就任の際には就任承諾書を入手することが望ましい。 | 農林水産部 | 235 |
| 64. 乾燥小割材出荷体制整備事業費補助金 | 意見 | 生産量は伸びてきているが、問題は価格であり、理想的には通常の20%増しのところ、市場における実勢価格としては10%増し程度ということである。工務店や商社との連携を図り、認知度を上げ、差別化を図って需要を喚起するとともに改良を重ねて乾燥期間のさらなる短縮を成し遂げ原価を低減する必要がある。この補助金の効果は整備した乾燥機（6機）の稼働により大分方式の乾燥小割材が、マーケットに適正価格で受け入れられ、さらに生産量が増加することをもって発現したといえ、そのためには担当部局のさらなるフォローが必要となる。 | 農林水産部 | 240 |
| 66. 森林整備地域活動支援交付金 | 指摘事項 | 事業の実施状況の確認において、県振興局は完了確認調書の作成をすることとなっているが、必要な確認内容が定められておらず、確認調書の記載も不十分であった。交付対象者や市町村による適切な事業の実施を一定水準担保するためにも、モニタリングの整備体制と運用の見直しを行うべきである。 | 農林水産部 | 246 247 |
| 68. フォレストコミュニティ総合整備事業費補助金 | 意見 | 大分県林道事業費及び林道災害復旧事業費等補助金交付要綱において、補助事業の内容及び経費の配分に係る重要な変更をする場合においては、知事の承認を受けることとなっている。具体的には、施行路線（林道改良、林道関連施設は施行箇所）の変更、施行路線の位置（林道改良は施行位置、事業の種類）又は全幅員の変更、事業種目の新設・廃止、施行路線ごとの施行数量の30%を超える減少等がその対象となっている。 施行数量においては30%を超える減少のみが対象となっているが、事業の適切な施行を確保するために、増加においても一定の基準を設け変更申請を行う対象に含めるべきである。 | 農林水産部 | 250 |
| 74. 大分県漁業組織強化推進協議会補助金 | 意見 | 漁業者が安心して充実したサービスを受けられるような、合併後の漁協の経営体制が実現するように県としては十分に指導監督を行うべきである。 | 農林水産部 | 270 |
| 76. 建設産業企業合併支援事業費補助金 | 意見 | 平成22年度の補助対象の事例は、形式的にみるといずれも対象外ではないが、明らかに法人間において「人的関係」或いは「資本的關係」は存在しており、要綱に定めた規定の趣旨を鑑みると要綱が潜脱されている可能性がある。 本事業については、合併前の建設業者の財務諸表・役員等の状況等の資料の入手は行っていたものの、合併後の財務諸表の入手や取引実績の把握等は検討されていなかった。合併による効果を具体的に検証して、今後の施策に生かしていくべきである。 | 土木建築部 | 276 |
| 77. 建設産業新分野進出支援事業費補助金 | 意見 | 今後この補助金が効果を上げるには、建設業者の新分野への事業化の計画や実行可能性、現在の財政状況を見極めたうえで、より対象を絞って業者を選定する必要がある。また、フォローにおいても、参入の有無のみならず売上や利益の向上を通じた経営力強化の実績を確かめられたいところである。 交付状況を見ても分かるように、単一の建設業者が少ない投資金額で新分野での成功を収めるのは容易ではない。そこで、複数の業者が同一分野への参入を図る場合については、事業組合を結成し、各々の経営資源を集中して、業務水準の向上と効率化を図った上で新分野への参入を行っていく等、事業化の成功確率を向上させる方策も検討する必要があり、これらも含めて補助金の対象要件を見直すことも検討されたい。 | 土木建築部 | 279 |
| 78. 宿泊施設「豊泉荘」改修工事助成事業補助金 | 意見 | 当該豊泉荘の利用状況の把握と経営状況の把握には常に注意を払い、場合によっては一般利用客の料金を若干下げるなどして利用も促すなど努力するべきである。 | 教育庁 | 280 |

評価指標の重要性

補助金に関して成果を重視する場合には、評価指標がきわめて重要となる。評価指標は事業を行う上での目標ともなり、事後においては客観的な成果を検証するための尺度ともなることから、適切に評価指標を定めていわゆるPDCAを機能させる必要がある。

補助金名

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|----------------------------|---------|---|-------|------------|
| 6. 地方バス路線維持費補助金 | 意見 | 大分県としても最初から効果の測定を放棄するのではなく、指標を定めて継続的に当該補助金の評価を行うべきと考える。 | 企画振興部 | 48 |
| | 意見 | 本当に収支を改善したいという意思があるのならば、たとえば時系列で路線ごとの収支の推移を見て改善が進んでいない路線については新たに対策を検討したり、また、どのような対策が有効かを把握するために利用者に対してアンケートを実施するなど、長期的な視点に立った継続的な取り組みが必要ではないかと考える。 | | 48 |
| 8. 大分県離島航路事業費補助金 | 意見 | 担当課では、事務事業評価の活動指標として補助航路数4航路としている。しかしこの補助金は、離島航路の維持改善を図り、もって離島地域の振興及び離島住民の生活の安定と向上に資することが目的である。そのため、当該補助金の効果の検証について、評価指標を単に補助航路数とするのではなく、例えば補助金を交付し続けることによって、利用客が増加し、地域が活性化されるとみなして利用客の数によっても当該補助金の効果を検証する努力を行うべきである。 | 企画振興部 | 59 |
| 22. 簡易水道等施設整備費補助金 | 意見 | 効果の指標としては事業後の住民満足度の調査などを市町村とともにに行い、必要な地域に必要な事業が行われているかといった視点で評価する方法が望ましいものと考えられる。 | 生活環境部 | 99 |
| 32. 次世代電磁力応用技術開発事業費補助金 | 意見 | 特許権の取得には、出願のみならず審査の請求を行う必要がある。権利化するためには通常、相当の時間が必要であるが、特許出願を行っただけでは、研究によって地域に価値の高いものが生み出されたかどうかを認識することはできないことから、今後は出願件数に加えて、審査請求の件数及び権利化された件数についても成果指標として加えるべきである。 | 商工労働部 | 148 |
| 34. 大分県自動車関連産業新規参入促進事業費補助金 | 意見 | 県はダイハツ関連の2次メーカーとして新規参入、または取引拡大した会員企業の件数を成果指標としている。しかし、会員企業の件数ではなく取引高(金額)の方が費用対効果を見る上で重要であるため、成果指標の見直しを図るべきである。 また、取引については、経常的な自動車部品関係の取引、一時的な設備関係の取引があるため、取引高総額のみでは、かえって年度間の比較可能性を難しくするものと思われることから、部品・設備の各取引高及び総額の両方を表示するのが望ましいと思われる。 県が指標とした取引件数の中には設備運搬・電気工事など、メーカーとの取引であっても自動車関連産業に係る技術力等の底上げとは直接的に関係ないものも含まれていたが、今後はこのような取引については評価の実績に含めないよう検討すべきである。 | 商工労働部 | 152 |
| 35. 大分県LSIクラスター形成推進会議負担金 | 意見 | 事業の成果指標が研究開発件数となっているが、現在の枠組みであれば目的の達成度を図るためにも、上記で検討した会員企業の県内外との取引高や事業化の件数、県内電子部品・デバイス・電子回路製造業の一人当たり付加価値額等を効果指標にすべきである。 | 商工労働部 | 156 |
| 37. 省エネルギー等導入対策事業費補助金 | 意見 | 現在は、設備導入支援件数を事業の成果指標に上げているが、補助金の目的である経費削減と二酸化炭素排出削減効果は定量的に評価できるため、当該事業による二酸化炭素や経費の削減効果などを指標とするのが望ましい。 | 商工労働部 | 161 |
| 50. 高齢者雇用就業対策事業費補助金 | 意見 | 大分県は就業延人数の目標値と実績値との比較を補助金の成果指標としている。しかし、このような指標は前年度の実績値よりも少し高め目標値を設定することによって概ね実績値を目標値に近似させるように調整することが可能であり、補助金の成果を捉える指標としては適切ではない。成果指標として採用すべきものは単純に目標値と実績値を比較するのではなく、客観的なデータに基づいた比率によって大分県の高齢者の就業機会がどの程度確保されており、それが全国的に見てどの程度の位置にあるのか、またそのデータが時系列でどのように推移しているのかを比較することができるものにすべきである。 | 商工労働部 | 200 |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|---|---------|---|-------|------------|
| 53.54.漁業金融対策事業利子補給費補助金 | 意見 | <p>現在成果指標としては、貸付件数を採用している。 融資案件の中の資金用途を見ると、確かに漁船の建造や液晶ソナーの購入等の設備資金もあるが、餌料の購入等の運転資金も含まれている。経営近代化が目的だとすると、本来は融資の結果、どの程度経営改善や財務体質の改善が進んだかについて、例えば経営状況の推移を把握する必要がある。少なくとも成果指標としては、漁業経営の近代化に結びつく設備投資を主体とした貸付件数で把握するべきである。</p> | 農林水産部 | 211 |
| 57.新規就農者確保体制整備事業費補助金 58.就農研修事業費補助金 59.新規就農者支援事業費補助金 | 意見 | <p>当該3事業は、その効果を測定する指標として新規就農者数を用いている。確かにこれら事業の最終目的は新規就農者を増加させることにあるため、最終指標として用いることは問題ないと思われる。しかし、個々の事業の効果を測定する指標としては大きすぎる指標であり、やはり事業ごとの効果を測定する何らかの中間指標が必要と考えられる。 たとえば、新規就農者確保体制整備事業費補助であれば就農相談の受付件数、就農研修事業費補助であれば研修参加者数、新規就農者支援事業費補助であれば貸付件数等が考えられる。これらは、それがすぐに就農者の増加に結びつく数値ではないが、その事業単独の効果検証を行うためには有効な中間指標と考えられる。</p> | 農林水産部 | 222 |
| 63.豊後牛販売拡大推進事業費補助金 | 意見 | <p>ブランド力があるということは当該銘柄等が消費者や流通業者に広く知れ渡っていることだけでなく、消費者が当該銘柄等に良いイメージを持っていることであり、その結果として他のものよりも当該銘柄等を積極的に選択するという事と考えられる。 従って、ブランド化に関する成果指標となると、アンケート等を行ってその認知度やイメージを把握することが必要と考えられる。 但し、県内においてこれを行うよりも、県外に販売してその認知度を高めていくことを行わなければ、豊後牛のブランド化は進んでいかないのである。 現在の評価指標である、認定店舗数や取扱数量の増加については、豊後牛の県内での認知度を高めるという目的であれば当てはまらなくもないが、豊後牛のブランド化ということとなると成果指標としては不十分であり、政策目的と成果指標が一致していないと言える。</p> | 農林水産部 | 238 239 |
| 67.県単補助林道事業費補助金 | 意見 | <p>現在の成果指標は、事業の効果を適切に表していないものと考えられることから、今後は林道整備延長のみならず暫定的な延長の数字も併せて成果とする方が望ましい。また、事業毎に事業計画と実績を個別に把握し、計画と実績が乖離しているところについては、その理由を把握し妥当性を検討する必要がある。</p> | 農林水産部 | 249 |
| 70.美しい里山づくり支援事業費補助 | 意見 | <p>森との共生推進室（農林水産部）は里山林の整備地区数（補助対象件数）を成果指標としている。しかし、整備地区数は予算額に応じてある程度制限されてしまう。里山づくりは地域が自主的に行うことが望ましいものであることから、その効果は今の活動指標だけでは計れない。また、現在の効果指標ではどれだけ補助金が効率的に使われているかということは確かめることができない。 そこで、活動に対する参加人数についても把握するのが望ましいと考える。里山づくりが多くの地域住民等により行われたということは、補助金が効率的に使われた、あるいは里山づくりという活動の周知の程度を計る一つの指標であろう。平成18年度から平成22年度までの参加人数を見ると、決して補助金の金額と補助事業における参加人数は比例しないことがわかる。 今後は補助金によってどれだけ多くの地域住民等を巻き込んで里山づくりを行えたかという効率性を考慮するのが望ましいと考える。例えば、補助金1万円あたりの参加人数といった指標を設定したうえで、自主的な里山整備活動の周知や森林ボランティアの意識の醸成を意識した活動を市町村に促していく方が望ましい。そうすることにより、里山づくりが一時的な活動で終わることなく、継続的な活動につながっていくものとする。 したがって、地域が自主的な里山づくりを継続していくための方策を考え、活動を支援していくべきである。</p> | 農林水産部 | 255 |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|--------------------|---------|--|-------|------------|
| 72. 間伐促進路網整備事業費補助金 | 意見 | <p>今後の成果指標については、県全体の間伐面積ではなく、当該事業で実施される間伐面積のみで設定するのが望ましい。</p> <p>事業の効率性について、今後は、振興局別・市町村別に100mあたりの間伐面積を測定する等地域別の成果を把握し、市町村の事業を継続的にモニタリングするべきである。</p> | 農林水産部 | 262 263 |
| 80. 大分県防犯協会補助金 | 意見 | <p>当該補助金は、その効果を検証するための指標として刑法犯認知件数を使用している。</p> <p>防犯協会に係る事業の成果を測る指標としては、上記のような大きな指標ではなく、同協会の具体的な活動に係るものを選択することが妥当である。他の自治体では自主防犯パトロール隊の新規結成数やパトロールの実施回数を検証指標としているケースや、自転車盗難防止のためのワイヤーロックキーの購入を補助対象としていることから、より具体的に自転車盗難の発生件数を指標としているケースも見受けられた。いずれにしろ、防犯協会の活動に直接関わるものを検証指標として用いるべきである。</p> | 警察本部 | 284 |

コンフリクト(葛藤、競合、対立等)への対処

補助金が十分に成果を上げるためには、事後の十分なフォローアップおよび執行担当者以外の主体による評価が大切であるが、特に補助金を受ける側に発生するコンフリクト(葛藤、競合、対立等)に対処する必要がある場合には、これに十分留意しなければならない。

補助金名

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | 所管部局 | 報告書 ページ |
|------------------------|---|-------|------------|
| 4. 地域活性化総合補助金 | [中振興局] 意見 県としては鳥獣被害対策待ったなしの中で、鹿肉の消費拡大のために補助したのであり、補助率、金額ともに非常に大きいのであるから、当該製造業者に対してもっと鹿肉の営業に力を入れるように要請すべきであり、モニタリングするべきである。また、補助を受けた業者としてもそれが義務ではないだろうか。 | 企画振興部 | 41 |
| 6. 地方バス路線維持費補助金 | 意見 現行の補助金制度が赤字補填という性質のものである以上、県としてこの補助金を削減していくためには、事業者が経営努力してもらい運行欠損額を削減してもらわなければならない。しかしながら上述したようなモラル・ハザードの問題があることを考えると、路線やダイヤの設定に関して県としても何らかの検証を行うことは必要である。これについてはたとえば調査会社を使って調査したり、地域住民にアンケートを行うなどして県としても独自に検証を行い、利用者のニーズにマッチし利便性の高いものになっているか、確かめる必要があると考える。 そして、その検証結果と現状の路線設定とが異なる場合、バス対策協議会等を通じて事業者側の意見を聴取し調整を行ったうえで、利用者側の視点から利便性の高い路線あるいはダイヤに誘導していくことが肝要と考える。 すぐに結果は出ないかもしれないが、このような作業を継続的に行うことによって欠損額の減少、ひいては補助金額の減少に繋がり利用者である県民の満足度も向上するものと考えている。 | 企画振興部 | 47 |
| 7. 生活交通路線支援事業費補助金 | 意見 小規模な生活交通の手段としては、一般的にコミュニティバスを含めて複数の運行形態が考えられる。これらの運行形態の中でどれがベストかは、それぞれに地域によって異なることが予想される。従って、まずやるべきことは、地域住民の移動実態やニーズがどこにあるのか把握することであり、そのためにはアンケート調査や聞き取り調査などが有効であると考えられる。これらの調査をもとにしてその地域にマッチした運行形態をニーズとコストの両面から検討して選択する必要がある。 したがって、県としては申請されたものに対し安易に補助金を交付するのではなく、上述したような作業を通して市町村が行っているコミュニティバス事業の検証を行い、利用者のニーズやコストの面からより良い選択が行われているか確かめることにより、補助金の削減に繋げていく必要があると考える。 | 企画振興部 | 51 |
| 8. 大分県離島航路事業費補助金 | 意見 当該補助金は欠損補填という性質のものであるため離島補助航路事業者は経営改善の有無にかかわらず国、県、市町村の補助金で欠損を補填でき、離島補助航路事業者の経営努力を促さないというリスクをはらんでいる。県はこのようリスクを有していることを意識しながら離島補助航路事業者に自助努力を促すように指導する必要がある。 | 企画振興部 | 54 |
| 38. 省エネ・高効率型産業創出事業費補助金 | 意見 問題は自己負担率の低い研究開発の場合、成功する可能性が低いものまで行われてしまう危険性があるということである。このことからすると10/10という補助率は高いものである。企業が適切にリスクを負担して研究開発を行うよう今後は補助率の引き下げを検討されたい。 | 商工労働部 | 163 |

戦略的な発想の必要性

限られた予算と人員で目的を達成するためには、当該目的に対して最も有効な手段に絞り込んで集中的に人的・物的資源を投入することが必要となる。一つの目的に対して、複数の手段で分散して対応がとられているケースや金額も定額で総花的に予算が使われているケースがあるが、ある程度の期間が経過した時点で一つの目標に対して、それぞれの事業がどのような効果を上げているのかを検証し、最も効果のある事業に絞り込む等、戦略的な発想を持つ必要がある。

補助金名

| 補助金名 | | 指摘事項・意見 | 所管部局 | 報告書ページ |
|----------------------------|----|---|-------|----------|
| 8. 大分県離島航路事業費補助金 | 意見 | <p>平成24年度補助金からは事前算定方式に変わり、離島航路運営協議会が離島航路確保維持計画を策定し、その計画数値に基づき国庫補助金が事業者に提示される。そして事業終了後に事業者が国に補助金を申請するのであるが、計画数値を基に国庫補助金が交付されるため、計画段階の見込値が実績値と大きく乖離して欠損額が膨らんだ場合には、乖離した分の欠損額については県と市町村が負担することになる。従って計画段階で地域の実情を熟知したメンバーからなる離島航路運営協議会が慎重な検討、判断を行い、収支において実績と大きく乖離しないような計画を立案する必要がある。</p> <p>平成23年度から、この離島航路運営協議会が立ちあげられており、当協議会が中心となり、島の観光情報をホームページやパンフレットなどを通じて発信し、観光客を誘致するよう関係部署に働きかけることになるが、県の地域活性化事業を活用する等の施策も織り交ぜながら、離島航路の利用者を増加させる方策を積極的に推進すべきである。</p> | 企画振興部 | 59 |
| 13. 愛育班地域交流促進事業費補助金 | 意見 | <p>補助金が支出されていることから、事業の効果をより高めるため、いまだ結成されていない地域に対してどう対処するかということや地域偏在の問題において特に高齢化率が高い地域（35%以上）をどうするかということについて、類似の事業を行っている校区社協の活動や老人クラブの活動等と連携することも含めて検討していただきたい。</p> | 福祉保健部 | 75 76 |
| 14. 大分県老人クラブ連合会運営費補助金 | 意見 | <p>当連合会としては老人クラブのメリットをもっと広く周知する必要がある。</p> <p>なお、この事業は23年度末で廃止され、県としては人件費の一部を補助するとのことである。少子高齢化社会をむかえ、今後ますます地域の活動が重要となってくる。その中で地縁組織を基盤に地域コミュニティ組織（住民自治組織）づくりを推進しなければならないと考えられ、この観点からも老人クラブは地域コミュニティの重要な組織として自立運営が求められる。組織率をさらに上げる努力を行ってほしい。</p> | 福祉保健部 | 80 |
| 15. 社団法人大分県断酒連合会補助金 | 意見 | <p>大分県は当連合会の平成22年度の事業費1,503,450円のうち89,100円を補助しているが、「アルコール依存症からの回復と社会復帰の促進並びに酒害の予防啓発」という事業のなかで89,100円という補助金については、当連合会が様々な活動を行っているため詳細な活動と結びつけがたく、当連合会の運営費補助的なものとなっており、補助金の効果を検証することは極めて難しい。</p> <p>極めて少額の補助であることから、補助事業の必要性、内容等について検討が必要である。</p> | 福祉保健部 | 81 |
| 28. 大分県工業技術高度化推進事業費補助金交付金 | 意見 | <p>大分県は大分県工業団体連合会に対して平成19年度に3,457,000円の補助金を交付して以降、平成22年度まで補助金は出していない。これは平成20年度以降は大分県工業団体連合会が上記の補助対象事業を実施していないためである。</p> <p>この補助金の枠組みが現在の県下工業関係機関の実情にそぐわない部分があるのではないかという観点から、要綱の見直しを含めて検討すべき時期に来ていると言える。</p> | 商工労働部 | 138 |
| 34. 大分県自動車関連産業新規参入促進事業費補助金 | 意見 | <p>県内企業が参入することによって、当該企業の将来の成長に結びつくことが重要である。県内企業が付加価値の高い取引に参入できるように、参入する領域を戦略的に検討して事業を進められたい。</p> | 商工労働部 | 152 |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|---------------------------------|---------|--|-------|------------|
| 35. 大分県LSIクラスター形成推進会議負担金 | 意見 | <p>「付加価値額」及び「事業費に対する成果額」の2つの指標を検討したが、現段階では当事業の大きな効果は把握することができなかった。</p> <p>負担金については、研究開発補助が大きなウェイトを占めているが、研究開発に関しては企業間等の秘密保持の問題もあり、大きな効果を得るのが難しいということもあるため、今後は、将来を担う人材育成の方に力を入れて、成長する機会を確保していく方が望ましいと考えられる。</p> | 商工労働部 | 156 |
| 36. プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業費補助金 | 意見 | <p>内部職員の数は予算額に応じて限られるため、あらゆるニーズに応えられる質の高い職員を自前で確保するのは容易ではない。しかも、内部職員の知識・技術の向上を図ろうとすれば、それに係る研修コストも発生する。限られた財源の中で、質の高いサービスを提供するには、外部の専門家の積極的な活用が求められるとともに、中小企業に対する相談業務を行っている商工会議所等とのより一層の連携が必要となってくる。</p> | 商工労働部 | 159 |
| 41. 商店街振興組合指導事業費補助金 | 意見 | <p>商店街の活性化はかなり困難な課題であることは十分認識している。しかし、県としても取り組むのであれば現在のような中途半端な状況ではなく、この課題に対する県のスタンスを明確化すべき時期にきていると考えられる。</p> | 商工労働部 | 171 |
| 51. 農業振興運動推進事業費補助金 | 意見 | <p>振興協議会の事業目的として () 農業・農村に関すること () 園芸の振興に関すること () 水田農業の構造改革に関すること、と定めているが、県としては振興協議会の事業を吟味し、もう少し事業目的を絞ったうえでそれに合うような組織体制に誘導する必要があるのではないだろうか。</p> <p>たとえば、振興協議会の事業のうち、農業賞の表彰事業が農業者の生産意欲を喚起し、モチベーションを維持していく上で必要な施策と考えるならば、これまでよりも充実した表彰制度を整え、より多くの生産者のやる気を高めることを事業の目的とし、それに応じた組織にしていくなどが考えられる。</p> <p>また同様の趣旨からすれば、県費の支出方法についても、負担金というかたちではなく用途を定めた補助金として支出して実績報告を求めるべきと考えられる。</p> | 農林水産部 | 203 |
| | 意見 | <p>事務局についても振興協議会の事務局とは別に各班が各々別個に設置していることによると思われるが、組織としてのまとまり感にも欠けるし、個々に事務局があることにより事務コストもかかるのではないだろうか。</p> <p>園芸振興班の事務局との関係も含めて組織の在り方を検討する余地がある。</p> | | 204 |
| | 意見 | <p>振興協議会には、幹事又は専門員として主管課をはじめとした多くの県職員がかかわっていること、また、事務コスト削減のためとはいえ、園芸振興班以外の事務局が県庁内にあり主管課県職員が事務局職員を兼任していること、振興協議会の収入の半分は県からの負担金で賄われていること等の状況を考慮すれば、実質的には県からの独立性が弱い団体と捉えられる。</p> <p>したがって、県は自らに対してより簡便的な方法で県費を支出してしまうという問題が発生する余地があることから、安易な協議会運営を行わないように留意する必要がある。</p> <p>農業施策の実現のために振興協議会の設置、運営に関してある程度県が主体的に係わっていくことはやむを得ない面もあるが、その一方で、人的にも財政的にも自主・自立した団体へ誘導していくことも念頭におく必要がある。</p> | | 205 206 |
| 52. 農業共済強化推進事業費補助金 | 意見 | <p>現在、国においてこれまでの組合、連合会、国という三段階から1県1組合化による二段階制への移行について基本方針として推進することを各県に通知している。</p> <p>また大分県ではその状況を先取りして平成22年度から連合会が設置した「検討会」で協議を開始し、平成23年4月25日に平成26年度を目標とする1県1組合化基本構想(案)を策定している。</p> <p>国の事務費負担削減の方向に沿った流れであるが、大分県としてはさらに前倒しでこの方針を推進し、大分県の農業共済の基盤の強化と効率性の実現を早期に図るべきであり、県の補助金についても当面この目的に対応したものとすよう、要綱の見直しを含めて検討すべきである。</p> | 農林水産部 | 208 |

| 補助金名 | | 指摘事項・意見 | 所管部局 | 報告書 ページ |
|--|----|--|-------|-------------------|
| 57. 新規就農者確保体制整備事業費補助金 58. 就農研修事業費補助金 59. 新規就農者支援事業費補助金 | 意見 | <p>今後5年間で1,000人の新規就農者の創出という目標を達成するためには、新規就農者のニーズの変化に対応した利便性の高い支援制度に発展させていくことが必要と考える。</p> <p>就農支援制度を立案するにしても、新規参入者と帰農者とはニーズが異なることを考慮したうえでそれぞれの事情に応じた施策が必要と思われる。</p> <p>一概には言えないかもしれないが、一般的に帰農者のほうが就農するに当たってのハードルは低いと考えられる。また、昨今の雇用情勢の厳しさを考えれば、このまま都会でサラリーマン生活を続けるよりも将来は実家の農家を継ぎたいと考えている就農希望者は増えているのではないだろうか。そのように考えるならば、戦略として、新規参入者に比べて就農条件が整っている帰農者にターゲットを絞り、潜在的な就農希望者を掘り起こす施策がもっとあっていいのではないかと考える。</p> <p>一方、新規参入者は帰農者と比べて様々な点において不利になることが予想される。特に就農時における資金の確保は、営農技術の習得や農地の確保と並んで就農阻害要因となっており、新規参入者の借入れによる資金調達の割合は帰農者よりも高くなっている。初期投資にかかる資金が少しでも低く抑えられるならば就農に対するハードルは低くなるはずである。中古の農業機械や設備等に関する情報を把握、集約してこれらを就農希望者に提供する仕組み作りやリースの利用を斡旋することは、就農希望者を資金面から手助けする施策の一つとして推進していく必要があるのではないかと考える。</p> <p>また、全国新規就農相談センターの調査によれば、就農方法にも変化が見られるということであった。農業法人への就職や経営継承に共通することは、いずれも新規就農に係る初期投資が軽減されるメリットがあるということである。したがって、新規就農者を増やす手段としては有効な方法と考えることができる。新規就農者のニーズが農業法人や経営継承の利用へ変化してきていること、またそれが新規就農者を増やす手段として有効であるならばこれらを重点的に後押しする施策が必要と考える。</p> <p>県としても、経営継承の意思がある既存の農業者が見つかった場合、個別に新規就農者とマッチングさせる事業に取り組み始めたと聞いている。しかし、経営継承を就農支援事業として継続的に行っていくためには、さらに一歩進めて、経営継承の意思がある農業者とそのための条件に関するデータを蓄積して、就農希望者に提示でき、経営継承希望者と容易に接触できる機会を準備することも検討してよいのではないかと考える。</p> | 農林水産部 | 222 223 224 |
| 60. 中山間地域等直接支払交付金 | 意見 | <p>実際に今回、中山間地を訪ね田畑を見て回ったが、山あいにおいて高齢者のみの集落も多く、現状維持ですら厳しくなっており、日本全体の人口が減少する中で若者が戻ってこないとなると、果たして今後いつまで維持が可能となるのかと考えさせられる。したがって、新規就農者支援事業等の就農を促進する事業やその他山間部における環境保全事業等との組み合わせが重要であることは論を俟たない。</p> <p>たとえば、新規就農者が中山間地域などの条件不利地を就農地として選択した場合、何らかの優遇措置を設けて中山間地域での就農を促進するようなモデル事業を行う等他事業と連携させることも必要と考えられる。</p> | 農林水産部 | 232 |
| 61. 水田農業構造改革対策推進事業費補助金 | 意見 | <p>現状は今でも三つの協議会が従前からの事業を各々別個に実施しており、事務局もそれぞれ別個に設置されている。統合するにあたり現場の混乱を防ぐ意味もあると思われるものの、事務作業の効率化やコスト面を考えれば、ゆくゆくは事務局を一本化することも必要と考える。</p> <p>また、今後の再生協議会の主要事業が農業者戸別所得補償制度事業にシフトすることを考えると、担い手育成総合支援協議会や耕作放棄地対策協議会と連携することが今まで以上に必要になると考えられるため、農業者戸別所得補償制度事業を円滑に遂行する面からも事務局を一本化することが望ましいと考える。</p> | 農林水産部 | 234 235 |
| 71. 有害鳥獣捕獲事業費補助金 | 意見 | <p>現在、県では鳥獣被害総合対策事業において、当事業を含めた各事業が鳥獣被害防止についてそれぞれどれほどの効果があるかということ想定・把握していない。鳥獣被害の防止活動を効果的・効率的に行うため、どの事業にどれほどの補助金等の資源を配分すべきかを考えて、最も効果的な手段の組み合わせを検討していく必要がある。過年度の事業実績と被害額との関連づけを行うことなどにより、鳥獣被害防止について有効性や効率性の観点から、事業の選択と集中を図っていくよう検討してもらいたい。</p> | 農林水産部 | 259 |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|------------------|---------|---|------|------------|
| 79. 大分県文化関係団体補助金 | 意見 | <p>県の説明としては事務局を移すことも検討しているが、任せるほどの主体がなかなか現れていないことと、事務局職員の人件費が賄えるほどには収入がなく、また会費受け入れの便宜上受け皿が必要だったこともあって現在の体制となっているとのことである。</p> <p>資料を閲覧し、担当者にヒアリングしたところ、権利能力なき社団の要件は満たしているが、県からの実質的独立性という点では連盟の事務局ポストが局長、次長ともに県職員であり、事務作業についても県職員が行っていることから問題がないとはいえない。</p> <p>九州の他県の状況は鹿児島県及び沖縄県が、大分県と同じく県庁内に事務局を置いているが、事務作業は両県ともに団体職員が担っているということであり、福岡県、佐賀県、長崎県については民間の各団体が独自に活動しているとのことである。</p> <p>各県によって活動状況等は異なるが、大分県の場合も将来的には事務局を県より独立させるように努力すべきである。</p> | 教育庁 | 282 |
| 80. 大分県防犯協会補助金 | 意見 | <p>安全、安心な生活は誰もが望むことであり行政に対する要望も強い。その一翼を担う防犯協会に対して事業費を負担することに異存はないが、金額も定額であり総花的に出している感が否めず、県としてはその出し方を工夫すべきと思える。</p> | 警察本部 | 284 285 |

地域活性化総合補助金及び企業立地促進事業(大分県企業立地促進補助金、大分県大規模投資促進補助金、大分県コールセンター企業立地促進補助金、大分県ソフトウェア業等立地促進補助金)の総括的意見でも、戦略的発想の必要性が指摘されている。

対象を明確にして周知を徹底する必要性

戦略的な発想にも関連するが、一つの目的を達成するには対象を絞り込むことも必要となる。目的に対して実施した事業に係る対象が適しなれば成果は十分に上がらない。対象を明確にして照準を合わせた準備をする必要がある。また、十分に周知されなければ、応募件数や申請件数、参加者等も少なく、質の高い事業とはならない。

補助金名

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|------------------------------|--------------|---|-------|------------|
| 4. 地域活性化総合補助金 | [南部振興局] 指摘事項 | 事業の目的から考えたターゲットとすべき受講生の選定、参加しやすい曜日と時間帯、参加を促す仕組みづくり等、計画段階からの戦略の立案が不足していた。 佐伯市が主催したものであるが、振興局としても補助金を出す以上、事業効果の上がるよう、市側と十分に打ち合わせを行うべきであった。 | 企画振興部 | 42 |
| 33. おおいた地域資源活性化基金運営費補助金 | 意見 | これまで以上に基金事業の周知徹底に努めるべきである。 | 商工労働部 | 151 |
| 38. 省エネ・高効率型産業創出事業費補助金 | 意見 | 審査基準に相対的評価基準のみならず、一定の点数以上を要する絶対的評価基準（例えば70点以上）を設け、評価点数の低いテーマが採択されることのないよう選定基準を見直すべきである。 | 商工労働部 | 162 |
| 39. 大分県太陽電池関連産業研究開発モデル事業費補助金 | 意見 | 当該事業の目的が「太陽電池産業の県内への集積」ということであれば、県内企業のみを対象にする必要性と、半導体関連の中小企業に限定する必要性は高くないものと考えられる。 また、中小企業による太陽電池分野への参入が容易ではない場合には、太陽電池のみに特定することなく地熱や風力を含めた自然エネルギーという広い範囲でニーズを把握して補助事業を行っていくことも検討するべきではないか。 以上のような考察から当該補助事業については、対象範囲の見直しが必要と考えられる。 | 商工労働部 | 165 |
| 40. インキュベート施設入居企業育成支援事業費補助金 | 意見 | ベンチャー企業を支援していくという県の支援施策に基づけば、補助の対象がIT企業であるかIT企業でないかということに拘泥する必要はなく、空室が継続するようなら、大分県の財産を有効に活用するという観点に立って、ITベンチャー企業以外の創業期にある企業への入居を認めることも検討すべきである。またそうなれば、ベンチャー企業トータルでの施設に関する家賃補助の適正規模の検討も必要となる。 | 商工労働部 | 169 |
| 65. 林業機械リース料支援事業費補助金 | 意見 | 短期・長期における同時応募は、応募者が多い場合には、公平性の見地から不可にすることを予め交付要綱に定めておくのが望ましかったといえる。 | 農林水産部 | 242 |
| | 意見 | 要綱が定める助成可能期間よりも短い期間で事業が終了することが行われれば、補助制度を利用する県民からの信頼性を損なうであろう。今後は、事業をするにあたり、実施可能期間の検討をより適切に行った上で交付要綱を定めるのが望ましい。 また、当該事業は平成22年度で終了しているが、応募者が多くニーズがあったこと、またリース機械の導入による作業コストの縮小が見込まれるという効果から、補助金の意義はあったものと解される。リース助成事業を今後も継続するのが望ましいのではないかとと思われる。 | | 243 |
| 70. 美しい里山づくり支援事業費補助金 | 意見 | 大分南部では5年間で2件しか行われておらず、地域によって活動に温度差があることが予想される。県全域で里山づくりが浸透するよう、大分南部の市町村や自治会等を中心に当該補助金の制度を周知する必要がある。 | 農林水産部 | 255 |

モデル事業の課題

モデル事業は本来、事業実施後その成果を広げていく目的で行われているはずである。したがって、モデル事業を単なるモデルとして終わらせないことが重要であり、事業実施に先立って、事後にこれを広げていくための具体的な計画が立案されていることが必要である。また、活動を広げるために事業の効果と課題を抽出し、後続の活動を目的の達成に向け、より効果的・効率的なものにすることが重要と考える。

補助金名

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|-----------------------|---------|---|-------|------------|
| 23. 地域給水施設整備事業補助金 | 意見 | 人口50人にも満たない小規模集落であれば、地域住民の苦慮する声や水環境の実態が市町村や県には届くのは容易ではなく、このままでは、事業終了後には地域給水施設事業そのものが滞ることにもなりかねない。各市町村が自主的かつ積極的な活動を行えるよう、モデル事業から事業終了後までの計画を早急に立てる必要がある。 | 生活環境部 | 100 |
| 73. おおいた竹林再生モデル事業費補助金 | 意見 | 竹林面積の拡大防止について、県においても、平成21年度に竹林活用や竹材利用の推進を総合的な観点から検討するため、県の関係部課室で構成する竹プロジェクトチームを設置している。プロジェクト会議の検討結果の資料を見ると、同年12月と平成22年2月、3月の3回にわたり、竹肥料の可能性や竹チップボイラーの暖房試験や竹製エコバックの開発等新用途・新事業への可能性を検討している。竹林整備の取り組みを継続する一方、竹材の用途開発・販路開拓を引き続き検討すること、具体的には竹入紙や竹肥料、竹ペレット燃料等の用途・需要の開発・拡大を図ることで一致し、竹問題を県民へ提起するとともに環境団体ボランティアの竹林整備を推進することとしており、資料の最後には「今後も必要に応じて会議を開催し、部局横断的な連携を推進する」という形で締めくくられている。しかし平成22年度においては会議が開催されていない。 放置竹林の増加は続いており、県は本腰を入れて継続的な対策に乗り出すべきである。 | 農林水産部 | 267 268 |
| | 意見 | モデル事業の重要な成果は、モデル事業の終了時ではなく、終了後のモデル地区以外における後続の活動の実績によって実現し得るものとする。今後はモデル事業後の先の活動を見据え、活動の広がりをも有する明確な計画を持ったうえで、事業を実施する必要がある。 | | 268 |

県という立場を生かして

県という立場を生かして、調整能力を発揮することで、補助事業における県民満足度を高めてもらいたい。

補助金名

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | 所管部局 | 報告書ページ |
|---------------------------|--|-------|--------|
| 2. 大分県市町村権限移譲交付金 | 意見 <p>政府が平成22年6月に閣議決定した「地域主権戦略大綱」によると、都道府県から市町村に権限移譲等を行う事務として68項目251条項が盛り込まれており、移譲事務のうちには法律による措置が行われる事務も出てきており、住民サービスの向上と県内市町村の住民に行政サービスの格差が発生しないよう、引き続き市町村と協議・協力し、積極的に進めていく必要があると言える。 他方で事務が市町村に移譲されることによって、事務を受けた側において費用対効果の面で、どのように貢献するかということのデータを取っていくことにより、今後進んでいく権限移譲を検討する上で有用と考えられる。</p> | 総務部 | 23 |
| 19. 産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費補助金 | 意見 <p>県としては、これまでのように市町村等から補助案件が上がってくることを待つという姿勢から、地域住民から要望があがっている地域に対して公平に事業が行われているかどうかについてより関心を持つべきと考える。 具体的には、県がより積極的に協定締結を促したり、協議会はあるが合意が遅れているところには合意形成を促すことも必要になると思われる。また、日頃から財務に問題がある業者はいないか調査しておくことも必要と考えられる。これらを通じて、要望がある地域には公平に事業が行われ環境整備が進むように誘導すべきと考える。</p> | 生活環境部 | 90 |
| 22. 簡易水道等施設整備費補助金 | 意見 <p>市町村の主体性を尊重しつつも、その行う活動に単に補助金を出すのみではなく、県内の地域格差解消という観点から、必要度の高いところに必要な事業が行われているかといった視点で当該事業を行っていくことも、県の立場として存在意義があると考ええる。</p> | 生活環境部 | 98 |
| 46. 大分県コールセンター企業立地促進補助金 | 意見 <p>コールセンターは、その誘致によってしか雇用が確保できないような地域に、積極的に誘致されていくのが最も望ましいといえる。 インフラがある程度整備されている地域であれば、コールセンターよりも、地場企業に波及効果が期待できる業種の誘致の方が効果的であろう。他方、インフラや資源に恵まれていない有効求人倍率の低い地域等には、本事業を積極的に進めていくのも有効であろう。 当事業の実績を見ると、特段このような視点で誘致活動を行った証跡はなく、結果的に、前者にコールセンターが立地されている。今後は、市町村等の状況を把握した上で、後者に目を向けて、優先的に誘致を図っていくよう努められたい。</p> | 商工労働部 | 192 |
| 47. 企業立地基盤整備費補助金 | 意見 <p>用地整備の手法としては、企業の立地が決まってから企業の要望に応じて工場用地等を造成するオーダーメイド方式と、予め工場用地等を整備して企業を誘致するレディメイド方式とがある。 いずれの方法により実施するかは、その時々状況により各自治体が判断することとなるが、今回の場合は、複数の企業から引き合いがある中で、当該自治体がスピーディーな対応により企業誘致を実現したいため、周辺インフラの整備に着手したものであった。 レディメイドの場合は、オーダーメイドと異なり、造成地に企業が立地しないというリスクが存在する。本件のケースは、そのリスクが具現化した形となった。 レディメイドであっても需給バランスの見極めは重要であり、県としては自治体の計画の合理性を検討し、企業立地の見込みや企業の立地スケジュール等を十分見極めながら、より効果的な工業団地の整備に努めるよう自治体と調整していく必要がある。</p> | 商工労働部 | 196 |

対象と対象外の峻別、コストの圧縮

公金を取り扱う立場として最小のコストで最大の成果を上げるということを念頭において補助事業を遂行してもらいたい。

補助金名

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書ページ |
|------------------|--------------|--|-------|--------|
| 3. 大分県市町村振興協会交付金 | 指摘事項 | <p>「大分県市町村振興協会 市町村交付金交付細則」は地方財政法第32条の文言を引用して作成されている。この細則の中の「地方財政法第32条に規定する事業」の内容について「(1)公共事業 (2)公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業」とされているが、地方財政法第32条の文言を忠実に反映すれば、正しくは「地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める以下の事業 (1)公共事業 (2)公益の増進を目的とする事業」とするべきである。つまり地方財政法第32条の趣旨は、事業に対して緊急性を要求していると考えられる。</p> | 総務部 | 25 |
| | 意見 | <p>配分表による貸付の事業名及び協会における関係資料閲覧の結果から判断すると、必ずしも緊急性を要する事業ではない部分に貸し付けられていると考えられる。 財団は配分を検討する過程で、特に地方財政法第32条の趣旨から鑑みて、地方行政の運営上緊急性が重視されていることから、その趣旨を十分に生かすことが求められていると考える。 したがって、今後は以下の点を改善する必要がある。</p> <p>貸付事業につき上記緊急性を判断するため、各市町村から8月に調査表に対する回答書を入手する際に、単に事業名だけでなく、事業の具体的な内容が判明するような文書を入手し検討する必要がある。 基金貸付に係る配分の意思決定過程が、明確に判明する資料を準備する必要がある。 (平成22年度は作成されていなかった。平成23年度は平成23年9月1日付で作成されている。) 本来、配分決定については、当協会の重要な意思決定過程であることから、理事会に諮ることが望ましい。</p> | | 27 |
| 4. 地域活性化総合補助金 | [東部振興局] 指摘事項 | <p>事業の内容を見ると午前と午後2時間ずつの講演、研修に対して講師謝礼が90万円であるのは、有名講師ということをもっていただきたないとしても、統括ディレクター、アシスタントディレクターというイベント運営者に対して合計9万円の日当が払われ、企画進行管理費10万円という支出が行われている。あくまで書面上の検討であり、当該研修を受けたわけではないが、事業の内容から考えて、これらの付随費用まで補助金の対象とされることについては、疑問に思う。担当者によればこれらは一体的経費との判断であったようであるが、交渉の中で主催者負担に持っていき交渉を行うべきであったと考える。</p> <p>また、当該講演会の参加者名簿を見ると合計327名の参加者の内、一般人が59名、金融機関の職員12名(接遇については自社で十分に研修されているはずである)、動物病院職員6名、保育園職員4名、医薬品卸社員4名、電力会社社員3名、建設会社社員2名というように観光業に直接携わらない方々が約100名という状況であった。ターゲットは観光業に携わる方々であったが、講演の部分については一般にも開放した結果であるとのことであった。直接的な効果としては参加者に占める観光業者の比率をさらに高める必要があったといえる。</p> | 企画振興部 | 36 |
| | [東部振興局] 指摘事項 | <p>複数年補助であるから、事業の進捗状況を見ながら補助していく面は確かにあるが、本来、最初の事業計画に入れておくべきであった軽トラックや無線機の購入が変更計画に盛り込まれている等、当初の計画の詰めが甘いと言わざるを得ない面があった。</p> | | 38 |
| | [東部振興局] 指摘事項 | <p>事業主2分の1、県4分の1、別府市が4分の1の負担割合で、県としては補助金を1,089千円支出しているが、総工事費4,356,300円の工事に対して、相見積りが入手されていなかった。担当者によれば別府市側がとるきまりになっていないからということであったが、県の要綱上相見積りの規定はないものの、県の立場で入手することを要求すべきであったと考える。</p> | | 39 |
| | [中部振興局] 指摘事項 | <p>補助金の算定にあたり、本来補助対象とはならないリース料について、補助対象外とされずに対象内に含まれていた。後に補助対象金額が、補助金の上限額を上回っているため、最終的に補助対象から除いたことになっており、補助金には影響がないとの説明を受けた。</p> <p>今回はたまたま補助対象金額が上限金額を上回っていたことから、結果的には当該リース料が補助対象外となったとの説明もありうるが、書類上は誤って補助対象に含まれていることは明らかであり、この監査のヒアリング時においても担当者はリース料が補助対象外になることを認識していなかったことから、今後注意する必要がある。</p> | | 39 |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|---------------------------|---------|--|-------|------------|
| 21. 大分県消防協会補助金 | 意見 | 県としては、消防協会の事業を吟味して県の施策と合致しており公益性が高い事業だけに絞り、事業費補助として交付すべきである。 | 生活環境部 | 95 |
| 26. 大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金 | 意見 | 審査・開催事務経費が7,044千円と補助金の1/3を占めており、非効率的な事業になっている。 | 商工労働部 | 130 |
| 29. 中小企業情報化推進事業費補助金 | 指摘事項 | 県派遣職員の人件費負担について、平成21年12月10日における、自治体による、派遣職員の給与支給方法に関する最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。 | 商工労働部 | 140 |
| 30. 下請企業振興事業費補助金 | 指摘事項 | 今後、県及び機構は業務の実態を明らかにした上で、補助対象事業と異なる事業（業務）を行う兼務職員については、当職員の人件費総額を勤務日数や作業量等を加味する等して合理的な配賦基準を設定して、補助対象事業に係る人件費のみを補助するよう改善するべきである。 | 商工労働部 | 143 |
| 32. 次世代電磁力応用技術開発事業費補助金 | 指摘事項 | 平成21年12月10日における、自治体による、派遣職員の給与支給方法に関する最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。 | 商工労働部 | 148 |
| 45. 大分県大規模投資促進補助金 | 意見 | <p>大規模投資促進補助金は、対象要件が設備投資額80億円（製造業）と多額であるが、補助金交付要綱には、補助金を受ける側の契約についての定めがない。そのため、補助金を受ける側が、仮に経済合理性から考えて不当に高額な金額の契約を結んだ上で補助金の申請をしたとしても防止・発見できない状態となっている。つまり、投資金額の妥当性を確保するための定めがないため、経済的合理性を欠く取引について発見・防止できない可能性がある。</p> <p>特に一定金額以上の取引や関係会社間の取引については、取引金額の合理性を確保するための仕組みを設けるべきである。一定金額の契約においては、入札や相見積もりなどの要件を設ける必要があり、技術上代替可能性を有しない特定の取引（随意契約型）については、その旨を申請・実績の過程で示すよう求めるべきである。</p> <p>特に親子会社や関連会社などの関係会社間で取引を行う場合には、適正な価格での取引が行われない場合も考えられることから、一定の歯止めをかける必要があると考える。</p> <p>親子会社間取引においては、原価に一定金額の付加利益を付した企業集団内部の売価を設定し、その金額は企業集団外部との取引における販売単価よりも金額が低いのが通常であることから、補助金交付に係る対象取引で関係会社間取引の場合には、このような通常行われる合理的な取引の結果で申請するよう要綱等を見直すべきである。</p> | 商工労働部 | 190 191 |

地域の実状を十分に考慮する必要

全国的な流れに乗って導入された制度であっても大分県の実状にそぐわないものや地域の現状から考えて当該事業単独では目的を達成できないと考えられるものについては無理をして実施する必要はない。無駄を生むだけである。

補助金名

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | 所管部局 | 報告書 ページ |
|--------------------------|---|-------|------------|
| 9. 大分県パークアンドライド促進事業費補助金 | <p>意見</p> <p>平成23年6月時点で最大36台利用できる駐車場が11台分しか埋まっておらず、30%の事業効果しか発現していないものと捉えられる。 県民が公共交通機関近くの駐車場に自家用車を駐車させた後、公共交通機関に乗り換えて勤務先まで通勤するという行動が定着すれば、渋滞が緩和され二酸化炭素の排出量が削減されるという効果があると思われる。しかしながら大分県は電車やバスの本数が都市部と比較して少なくパークアンドライド駐車場の使い勝手が良いとは言えない。また大分県は人口千人当たりの自動車保有台数が全国22番目であり、車が生活必需品となっている状況では、今後も効果が十分発揮できるとは考えにくい。 平成23年度をもって事業は終了する。C 2削減と環境保護機運の中での事業組み立てであることは確かだが、結果的に効果の発現が期待できない事業に予算が投入されたことになる。今後は大分県の実情をよく見極めたうえで交付すべき補助金を決めるべきである。</p> | 企画振興部 | 61 |
| 43. 大分県街なかぎざいプラン推進事業費補助金 | <p>指摘事項</p> <p>今後は採択時点でのより深度ある審査や事業実施過程における実施者との連携等に十分注意して取り組む必要がある。</p> | 商工労働部 | 176 |

ナレッジ(知識や知恵、経験、知見等)の活用

事業を行う際に、過去に類似の事業が行われている場合には、部局を超えてすでに得られているナレッジ(知識や知恵、経験、知見等)が蓄積していないか十分に確認する必要がある。

補助金名

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|---------------|------------|---|-------|------------|
| 4. 地域活性化総合補助金 | [西部振興局] 意見 | 効果としてホテル料理やデパート販売に対応できる取扱ルートが確立できたとのことであるが、通常の営業ではなく補助金を使って、大がかりな販売促進キャンペーンを行ったのであるから、その後の販売実績等明確な効果の検証が必要である。 | 企画振興部 | 43 |
| | [西部振興局] 意見 | <p>大きなイベントであれば、事業の効果の把握として少なくとも以下のような事項は取りまとめる必要があるといえる。</p> <ul style="list-style-type: none">) アンケートの実施状況) 成果をどのように活用するのか) イベントの効果 <ul style="list-style-type: none"> 直接的な効果(イベント内でのダイレクトな事業効果) 波及効果(参加者やイベントに対する報道等から直接または間接的にもたらされる口コミによる効果や啓蒙的効果、またこれらによる販売促進効果)) 効果を測定するための目標数値 <p>イベントの効果は必ずしも数値のみで測定できるものではないが、目標数値設定の放棄は効果の把握やイベントに対する事後の検討をなおざりにしてしまう要因ともなることから極力目標の数値化を行うように努力すべきである。</p> | | 43 |
| | [北部振興局] 意見 | 事後的に反省会等が行われ、入場者数の把握等が行われているが、今後のためにも西部振興局での意見と同じような項目について、事業実施の効果をもう少し詳しく取りまとめる必要があると考える。 | | 44 |

事業の継続能力

特に多額の補助を行う場合には事業者の財務内容等の事業継続能力を評価し、事業が途中で頓挫して補助金が無駄にならないか、あるいは補助があるばかりに、事業者が身の丈以上の事業を行ってしまうことにならないか十分に留意する必要がある。

補助金名

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|----------------------|--------------|--|-------|------------|
| 4. 地域活性化総合補助金 | [中部振興局] 指摘事項 | まず補助対象業者の財務内容の確認による事業継続性の評価が十分になされていない。この時点では要綱上は定められていなかったが、補助金額が大きいことや補助対象が特定の業者1社であること、さらには当該業者が自己負担として借入を行っていること等から返済スケジュールも含めて、事業計画を堅く見積り、財務内容に照らして事業の継続可能性を十分に検討する必要があると言える。 | 企画振興部 | 40 |
| | [中部振興局] 意見 | 事業主体の財務に関する数字を入手することが難しい場合は確かにあるが、特に大きな補助金の場合には、極力入手するよう努力してもらいたい | | 40 |
| | [南部振興局] 指摘事項 | 運営会社は地元の養殖業者等が出資して経営を行っているが、金額の大きな事業であること、補助金も多額にのぼることから、事業継続能力を見るために特に資金繰りをはじめとする財務内容の十分な確認が必要であったところ、県の振興局の水産担当や市役所水産課からの聞き取りによっており、不十分であったと言わざるを得ない。 また、新しい要綱によれば、過去3年分の収支決算書及び貸借対照表を入手することになっているが、これらを単に入手すればよいというものではなく、信憑性も含めて慎重な検討が必要となる。特にこの事業も含めた総事業による収入とそれぞれの抱えている総借入金とのバランスは事業継続にあたり鍵となる部分であるから、必ず把握し、補助金が無駄になることがないよう慎重に判断する必要がある。 | | 41 |
| 21. 大分県消防協会補助金 | 意見 | 県庁内に事務局を置く団体は他にも存在するが、通常は外に事務局を置く財源を賄えないほどの財政状況にある極めて例外的なケースと認識している。このことからすれば当協会は、十分に事務局財源を賄えることから、県庁の外に事務局を持つていくことも検討されたい。 | 生活環境部 | 95 |
| 55. 農業金融対策事業利子補給費補助金 | 意見 | 現状の組織を前提とすれば、一定の金額以上の案件については、事業が固まる前の早い段階において団体金融のような独立した他の部署での検討が必要と言える。 また、他の部署での検討については、事業推進部署とは異なる見解も出てくる可能性はあるし、それに対して推進部署の抵抗もあることが考えられるが、これはあくまでも合理的な結論に導くためのいわゆる仕組みであり、独立部署の意見について、推進部局としては慎重な対応が求められるべきである。 | 農林水産部 | 214 |

真実な報告及び相互牽制(内部統制)

事業計画や実績報告に記載された情報や成果指標に対する実績値はすべてありのままの情報でなければならない。真実な報告こそ、意思決定や事後対応にとって有益となる。真実な姿をとらえることによって初めて、今後の対策を考えるきっかけとすることができ、そこから改善が進むことを忘れてはならない。またそのためにも内部牽制や内部統制の考え方が重要である。

補助金名

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書ページ |
|-------------------------|--------------|--|-------|--------|
| 4. 地域活性化総合補助金 | [南部振興局] 指摘事項 | この事業に関する見積書(相見積もり含む)、請求書、領収書等の日付欄がごく一部を除いて、同一人物が記入しているとみられることから、振興局として厳しくチェックする必要があると考えた。 | 企画振興部 | 43 |
| | [西部振興局] 指摘事項 | この事業の証拠資料について検証したところ、日付のない見積書や請求書が散見された。証拠書類の日付はこれらの正当性を立証するものであるから、必ず先方に記載してもらわなければならない。 | | 43 |
| 12. 地域医療提供体制整備事業費補助金 | 意見 | 契約する者と検査する者が同一人物というのは、内部牽制上欠陥があると言わざるを得ない。取引の公正性や透明性を担保するためにも、契約と検査はそれぞれ別の人物が担当すべきである。 なお、病院往査時点(平成23年12月7日)においては、病院側は検収担当者につき、病院の事務長としていた。この場合においても事務長不在時には契約担当者以外の者が検収を行うように取り決めておく必要がある。 | 福祉保健部 | 73 |
| 16. 17. 大分県交通安全推進協議会補助金 | 意見 | 特に県からの独立性に関する事項が当協議会の運営に問題を及ぼしている状況は認められなかった。 しかし、以下の点については最低限改善すべきであり、独立性についても、関係各機関により広く参加を促し、実質的にも県民挙げた活動とするよう努力していただきたい。 監事については委嘱につき文書はあるが、就任承諾書が作成されていない。任期も定められていないことから、単に口頭で承諾を得るだけでなく、文書にて就任承諾を得る必要がある。 | 生活環境部 | 84 |
| 18. 私立学校教職員退職金財団補助金 | 意見 | 有価証券を主とする退職事業積立金は、その運用益により、将来退職する私立学校の職員の退職金に使われるものであるから、運用にあたっては可能な限り安全かつ確実にしなければならない。リスクを十分認識せず、過度な収益アップを考えて運用すると、前述のように大きな機会損失が発生する可能性がある。 | 生活環境部 | 87 |
| | 意見 | 時価の下がった前述の債券について、会計基準では時価が簿価の50%を下回ると、回復する可能性が認められる場合を除き、減損処理(評価損の計上)を行うこととされている(金融商品会計に関する実務指針91項)。この債券の場合、簿価100,000千円と時価49,130千円の差額である50,870千円を投資有価証券評価損として費用計上しなければならないと解されるが、財団はこのような処理を行っていなかった。 | | 87 |
| | 意見 | 平成22年度の財産目録を閲覧したところ、耐用年数を経過した資産性がないと認められる備品213千円が貸借対照表上に計上されていた。これについては費用処理するのが望ましい。 | | 87 |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|------------------------|--|--|------------|------------|
| 20. 大分県防災ヘリコプター運航調整交付金 | 意見 | <p>防災ヘリコプター運航関係規程は更新されており、運行記録等に異常な点は見られなかった。しかし、以下の事項について検出されたため、今後注意されたい。</p> <p>(1) 防災航空管理アドバイザーは常勤ではなく、また『緊急運航報告書』は必ずしも防災航空管理アドバイザーが見なければならぬと定められているわけではないが、この報告書を見ることによって運航の状況を把握することができ、当該運航の問題点や反省点等も特記事項として記載されることから、防災航空管理アドバイザーにすべて査閲してもらうことによって、安全運航に徹していただきたい。</p> <p>(2) 隊員が記載した『緊急運航報告書』の活動時刻と防災ヘリコプターの運航を委託している運航会社の作成した『防災ヘリコプター運航管理業務報告書』の運行時刻を1ヶ月分突合したところ、時刻のずれが散見された。どちらの資料も証拠書類としては重要なものであり、記録の正確性が要求されることから、今後は注意して記載されたい。</p> <p>(3) ヘリコプターの安全運航上においても、また救助活動及び救助訓練上においても、操縦士、隊員等の健康管理は最重要課題と考えられる。そのため、日々、健康状況を調査し、『健康状況調査表』に記載して防災航空管理監及び隊長等が確認しているが、その『健康状況調査表』を査閲したところ、一部記載すべき箇所に記載漏れが認められた。完全性が要求されるものであることから、マンネリ化していないか検討の上、徹底していただきたい。</p> | 生活環境部 | 92 93 |
| 24. 小規模事業経営支援事業費補助金 | 【杵築市商工会】意見 | <p>イベント活動を中心とした地域振興活動にかなりのウェイトが置かれている。経営指導員と指導課長、事務局長の役割分担において、経営指導員は経営改善普及事業を中心に行っているとのことであるが、本来、観光協会が行うようなイベント活動についてまで商工会が受け持つことは、その主たる目的を見失いかねない。</p> <p>観光協会との役割分担を明確にした上で、商工会は本来の主たる機能である経営改善普及事業について中小企業のニーズを十分に把握し、さらに深耕する必要がある。</p> | | 106 107 |
| | 【杵築市商工会】意見 | <p>経営カルテの記載については、他の商工会と比較すると具体的かつ詳細に書き込まれてはいるが、指導員によってばらつきが存在した。上席者はカルテの記載内容について必ず査閲を行い、各指導員の指導レベルの向上と文書化レベルの底上げに役立てる必要がある。</p> | | 107 |
| | 【杵築市商工会】意見 | <p>支所勤務の経営指導員の出勤簿において、休暇であるにもかかわらず勤務の印が付いているものや、何も印がない日が散見されるケースがあった。支所における人員は1名ないし2名程度と極めて少数であることから、本所の上席者は支所勤務の指導員の出勤簿に目を通し、異常点については、それが出勤簿の記載誤りなのか、別の原因があるのかを常にモニタリングする必要がある。</p> | | 107 |
| | 【杵築市商工会】意見 | <p>領収書綴りの払出し簿はあるが、使用状況まで管理した受払い簿となっておらず、領収書の管理が不十分である。使用後の領収書綴りも回収し、書き損じ処理等の適切性について検証し、これに係る内部統制を充実させる必要がある。</p> | 商工労働部 | 107 |
| | 【日出町商工会】指摘事項 | <p>商工会連合会が実施した商工会適正化指導の指摘に対して、改善報告書を提出して、改善されたことになっているが、実際には改善されていない事項が以下のとおりあった。</p> <p>小規模事業者の名簿を作成することになっており、作成はされていたが、実態と異なる名簿であった。</p> <p>未収会費や未収金について請求書を発送し、督促するとしていたが、実際には督促されていなかった。</p> <p>その他特別会計について、記帳のうえ局長決裁を受け総会資料に記載するとしていた。しかし、記帳は行われたが総会資料には記載されていなかった。</p> <p>上記は改善報告書に改善すると記載して、連合会に報告されていることから、連合会への報告の真実性に問題がある。</p> | | 108 |
| 【日出町商工会】意見 | <p>全国商工会連合会が策定した「商工会運営指針」によれば回収が難しいものについては、期末においても計上しない方法も記載されている。このやり方については異論を持つが、これを是認したとしても、少なくとも、いかなる相手先についてのどのような理由で計上しないのかは明確しておく必要がある。</p> <p>また、長期間納付が行われていなくても、先方から申し出がない限り会員の脱退処理が行われていないため、会費未納のまま年月が経過し、実質的には会員とは言えない事業者についても会員名簿に登載され、組織率が実態よりも高くなってしまいう危険性がある。</p> | | 107 108 | |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|---------------------|---|---|-------|------------|
| 24. 小規模事業経営支援事業費補助金 | [日出町商工会] 意見 | 会費や共済掛け金の集金につき、現金入金が多く(60～70%)、事業者によっては一度に100万円以上の現金にて入金する場合もあることから、事故のリスクが高く、早急に振込等に移行するよう働きかける必要がある。 | 商工労働部 | 108 |
| | [日出町商工会] 意見 | カルテの記載不十分であり、事業者に対し指導を行ってもカルテに記載されていないものが散見された。こうなるとカルテの履歴機能すら失われてしまうことになる。 | | 108 |
| | [日出町商工会] 意見 | 記帳指導が非常に多い。記帳指導の目的は事業者の自計化と考えられ、そこに至る道筋をつけるためのアプローチの仕方を明確に準備しておく必要がある。記帳指導がいつまでも継続しては、業務が増え続けるばかりではないだろうか。 | | 108 |
| | [湯布院町商工会] 意見 | 巡回を受ける小規模事業者はそれぞれの課題を日々抱えていることから、そのニーズが優先されるべきであるため、商工会の事情で特定の期間に偏った巡回は望ましくない。通年でより計画性のある巡回を心がけることで巡回の効果を上げる必要がある。 | | 109 |
| | [湯布院町商工会] 意見 | 領収書の管理について、連番が付されておらず、書き損じ分についても廃棄されてしまっており、冊数管理もされていない。管理が不十分であり、早急に改善する必要がある。 | | 109 |
| | [湯布院町商工会] 意見 | 商品券事業について、商工会連合会の適正化指導において特別会計を作るように改善のための指摘がなされているが、作成されていなかった。これに関する預金の帳簿も作成されていないことから、早急に対応して、現物、預金残高、帳簿、管理簿の照合により間違いのない処理が行われるように管理する必要がある。 | | 109 |
| | [湯布院町商工会] 意見 | 業務日誌(記載の矛盾)、出勤簿、カルテそれぞれの記載相互間の不一致、及びそれらの閲覧・承認による内部統制の欠如が見受けられた。小規模な商工会といえども、活動記録の整合性を図り規律のある体制を構築する必要がある。 | | 109 |
| | [佐伯市番匠商工会] 意見 | 払出し簿はあるが、使用状況まで管理した受払い簿となっていないため領収書の管理が不十分である。使用後の領収書綴りも回収し、書き損じ処理等の適切性について検証する必要がある。 | | 110 |
| | [佐伯市番匠商工会] 意見 | 経営カルテの記載が不十分であり、異動が多い状況となっているが、経営者情報等が引き継がれていない。もともと文書化する習慣がなかったのか、引き継ぐべき情報を得ていないのか判明しないが、後任の指導員が見ても把握できる情報が必要である。 | | 110 |
| | [佐伯市番匠商工会] 意見 | 巡回の目標値の定め方として、努力すれば何とか達成できるレベルにしなければ、目標としての本来の機能は発揮できない。そういう意味で現在の目標の定め方は実態にそぐわず、目標の機能を勘案したものとなっていない。過去の実績や今後の方向等個別事情も考慮して、より適正な目標値を設定すべきである。 | | 110 |
| [佐伯市番匠商工会] 意見 | 一般会計からの繰出金と各特別会計の収入の部の科目が一致せず、わかりにくくなっている。一般会計の備考欄には補足的な記載があるが、受ける側である特別会計側の補足情報が不十分である。 | 110 | | |
| [佐伯市あまべ商工会] 意見 | 経営カルテの記載が不十分であり、経営指導の具体的な内容を把握することができないケースが多かった。経営指導員にヒアリングを行って指導の内容を確認したが、文書化は業務の基本であり、情報蓄積や経営指導員のOJT(オンザジョブトレーニング:職場での訓練)の面からも記載の充実を早急に行う必要がある。 | 111 | | |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|---------------------|---|--|-------|------------|
| 24. 小規模事業経営支援事業費補助金 | [佐伯市あまべ商工会]意見 | 使用後の領収書綴りも回収し、書き損じ処理等の適切性について検証する等、実質的な管理を行う必要がある。 | 商工労働部 | 111 |
| | [佐伯市あまべ商工会]意見 | 会議室使用料は現金回収が原則であるが、未収となる場合もあることから、管理表を作成して管理すべきである。 | | 111 |
| | [豊後大野市商工会]意見 | 経営指導サービスの質の向上にはある程度の経営指導員の集中が必要であり、その中において切磋琢磨し、時機を逃さず意見交換を行い、協働するという。また上席者(指導課長等のベテラン)が各指導員の指導内容をカルテの記載内容やヒアリングによって直接的にレビューすることが不可欠である。これを月に1~2回程度集まって経営支援会議の中で行うことは実際は難しいと考えられる。 各商工会によって事情は異なるが、同商工会においては、経営指導員がより充実したサービスの提供、きめ細かな巡回、経営指導員ではなく補助員等の駐在による窓口対応を約束することで地域の了解を得られると考える。 | | 112 |
| | [豊後大野市商工会]意見 | 会費の未収については実質会員数、組織率にも影響するため長期未収につき内容を検討し、その結果に応じて取扱いを検討する必要がある。 なお、会費未収金の督促をマイナスの作業と考えず、不満を持つ会員の意見を聞く機会と前向きに取り組むことも必要と考えられる。 | | 112 |
| | [豊後大野市商工会]意見 | 領収書の管理については使用済み領収書を回収した際にはその適正使用の状況を確認して保管する必要がある。 小切手の書き損じ分については、その不正使用を防止するために小切手帳本体より切り離さずに使用ができない形で綴り込んでおくことが重要である。 | | 112 |
| | [日田地区商工会]意見 | 目標値の定め方として、努力すれば何とか達成できるレベルにしなければ、目標としての本来の機能は発揮できない。そういう意味で現在の目標の定め方は実態にそぐわず、目標の機能を勘案したものとなっていない。 過去の実績や今後の方向等個別事情も考慮して、より適正な目標値を設定すべきである。 | | 113 |
| | [日田地区商工会]意見 | 経営カルテの記載が全くできていない。指導員にとっては熟知した自分の地域、指導先であっても、把握した情報、行った指導の内容やその結果等を文書化することが、実績報告として指導員自身の成果を示すものであり、引き継ぎのための情報でもある。 特に若い指導員については、文書化の習慣をつけることが今後の自分自身のレベルアップにもつながることから、ポイントを押さえた文書化を行う必要がある。 | | 113 |
| | [日田地区商工会]意見 | 平成20年の統合後、本所において各支所の会計処理も行っているが、過去の積立金残高の関係で、支所において別途支所の決算書を作成しており、二重の作業となっている。 支所において再入力する作業にどの程度時間を要しているかわからないが、効率化の観点から事務を一元化したのであるから、支所としては本所で作成された資料を利用すべきである。 | | 113 |
| | [日田地区商工会]意見 | 領収書綴りの払出し簿はあるが、使用状況まで管理した受払い簿となっていないため領収書の管理が不十分である。特に共済の払い出しに使用される領収書は連番管理されておらず、過去の記録を見ると3百万以上の現金受け渡しもあると見受けられることから、現金授受にかかわる管理は徹底しなければならない。事業者のニーズもあるが多額の現金の受け渡しについては事故が発生しないように銀行振込みの方法に変更するよう働きかけを行うべきである。 | | 113 |
| | [日田地区商工会]意見 | 執務記録を残さなければならないという意識が十分でなく、何より業務日誌の閲覧の意義を閲覧権限者全員が認識し、牽制機能が果たされているのか疑問がある。 | | 114 |
| [中津しもげ商工会]指摘事項 | 『ボンフェスタ2010』というイベントの会計(収入3,545,298円、支出3,070,270円、収支差額475,028円)が、商工会の会計に含まれず、簿外処理となっていた。 すべての会計を決算書に反映させなければならない。 | 114 | | |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|---------------------|--|---|-------|------------|
| 24. 小規模事業経営支援事業費補助金 | 【中津しもげ商工会】意見 | 領収書綴りに関しては使用済みのものについても回収を行い、その適正な使用を確認して保存すべきであるが、一部使用済みの控えて本所に確認できないものがあった。 | 商工労働部 | 114 |
| | 【中津しもげ商工会】意見 | 未収金について、管理表を作成しているが、一部抽出して突合したところ、不整合のものがあった。管理者は担当者が行った事務取りまとめ資料について、確認を行うべきである。また、未収金の現金での入金処理と消しこみ処理は同一人ではなく、業務を分担する必要がある。 | | 114 |
| | 【中津しもげ商工会】意見 | 経営カルテに関する記載はおおむね不十分であった。また業務に関する記載の中に経営カルテに記載する内容を誤って記載しているケースが見られた。月単位で業務日誌を上席者が確認している印鑑はあるが、形式的な押印となっており、実質的な記載内容のチェックは行われていないと考えられる。 | | 114 |
| | 【商工会連合会】意見(1) | 今後、経営改善普及事業中心の理念をさらに明確に打ち出し、その理念を各商工会に十分浸透させていく必要がある。連合会としては各商工会を指導する立場にあることから、その役割を十分に果たしてこの事業の成果を上げる努力をする必要がある。 | | 115 |
| | 【商工会連合会】意見(2) | 今後、巡回指導を徹底し、事業者ニーズをさらにつかんで対応する必要があるとともに、指導する立場にある連合会としては、各商工会の経営指導員の育成・能力向上のために一層の努力をする必要がある。 | | 115 |
| | 【商工会連合会】意見(3) | 経営カルテの記載や事務管理面に対する、連合会から各商工会へのサポートが不足しており、各商工会側では連合会から指導を受けたことに対するの履行が十分ではない事例があった。今後は連携をより深め、コミュニケーションを密にして、助け合ってやっていくことが必要である。 | | 商工労働部 |
| 【商工会連合会】意見(4) | 理事会等においては単に巡回件数だけでなく、経営改善普及事業に関する実状を認識し、より戦略的な話し合いが必要である。監事の監査についても総じて指摘は少なく、深度ある業務監査、会計監査ができていないのか明確ではない。各商工会のガバナンス上の問題であるが、連合会は商工会を指導する立場として、あるべき姿を明確に提示して、各商工会の適正化に努力すべきである。 | | 115 | |
| 【商工会連合会】意見(5) | 各商工会での内部統制上の問題点については、連合会は統一したルールを整備する必要がある。例えば、領収書の管理、会員から共済掛け金を預かる際の受領書の作成と管理、商品券の管理、未収会費の管理・督促、会計処理等については内部統制の統一した整備・運用が必要である。商工会によっては会員との間で多額の現金受け渡しもあることから、現金授受にかかわる管理は特に徹底しなければならない。連合会は、各商工会での内部統制に係る合理的な方法を準備して、各商工会に対して指導することにより、統一的な内部統制の整備と運用に努めるべきである。 | | 116 | |
| 【商工会連合会】意見(6) | 連合会から各商工会への適正化指導は、チェックリストに基づいて実施されているが、実質的な指導が十分にされていない項目がある。特に各商工会の指導員が実施した指導の内容にもう少し踏み込み、その質が高まるような適正化指導を行う必要がある。未収会費の計上が各商工会によって異なっており、連合会が十分な指導を行ってきたか疑問である。督促についても、ほとんどやっていない商工会もあれば、担当者が管理表を作成し、早めに督促をしているところもあった。また各商工会に減価償却費を計上するように指導することも必要であった。連合会は適正化指導によって、良い事例を広め事務処理を効率的に統一していく必要があり、各商工会としても連合会の指導を受け入れていく必要がある。 | | 116 | |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ | |
|---------------------|---|--|------------|------------|-----|
| 24. 小規模事業経営支援事業費補助金 | 【商工会連合会】意見(7) | <p>経営カルテや業務日報の入力について、各商工会に対して、十分なサポートとモニタリングを行う必要がある。いかなる情報を経営カルテに残すのか、まず記載すべき情報、残すべき情報のポリシーを明確にする必要がある。どこまで何を記載するのが標準形をわかりやすい形で示す必要があり、記載されたものに対して妥当か否か、改善すべき部分はどこか等の検討やフォローを行う必要がある。</p> <p>特に若い指導員の指導の質を上げるためにも、文書化する習慣は必要である。</p> <p>また、経営カルテの使い勝手に関して、商工会における現行の経営カルテシステムについては、以下の問題点があるため改善する必要がある。</p> <p>経営カルテ指導表が経営指導員や補助員等の職員ごとの切り口となっており、ある特定の事業者の過去からの指導履歴を見たい場合には、各指導員や補助員、記帳専任職員等のそれぞれの当該事業者ファイルを集めてみなければならず、利便性が悪い。</p> <p>上記 の状態に加えて、年度ごとのファイルとなっており、数年間の履歴を一覧するにはさらに煩雑となる。</p> <p>上記 の結果、人事異動があった場合にはパスワード管理も含めて、現実的に過去の履歴検索を速やかに行うことができない。</p> | 商工労働部 | 116 117 | |
| | 【商工会連合会】意見(8) | <p>長期間納付が行われていなくても、先方から申し出がない限り会員の脱退処理が行われていないため、会費未納のまま年月が経過し、実質的には会員とは言えない事業者についても会員名簿に搭載される恐れがある。</p> <p>会員名簿搭載の基準については、各商工会で異なっているケースもあることから、連合会において統一した基準を設けて、運用する必要がある。</p> | | | 117 |
| | 【商工会連合会】意見(9) | <p>記帳指導が非常に多い。記帳指導の目的は事業者の自計化と考えられ、そこに至る道筋をつけるためのアプローチの仕方を明確に準備し、各商工会に提示する必要がある。</p> <p>記帳指導期間がいつまでも継続しては、業務が増え続けるばかりではないだろうか。</p> | | | 117 |
| | 【大分商工会議所】指摘事項 | <p>決算処理について、経費支払は、出納閉鎖期間を設けて、期末をはさんで現金主義的に処理されており、会計基準に沿った処理ではなく問題がある。例えば当年度に係る経費について、3月に請求があり4月に支払った場合、4月に経費計上している。3月末に計上しているものがあるとしても、未払金勘定は計上されていないことから、このような場合は預金で調整しているようである。したがって、未払いであるにもかかわらず、 (借方) 経 費 × × × (貸方) 預 金 × × × として処理されていると考えられ、その結果、期末時点で預金残高が実残高と相違することとなり、照合する上で望ましくない。</p> <p>預金照合は内部統制上重要性が高いことから、現状のやり方を速やかに改善する必要がある。</p> <p>創立80周年を機に会員訪問活動において実施したアンケート結果からわかることは様々な経営課題に直面する会員企業が、その解決の手助けを現状の商工会議所の経営指導には求めているのではないかということである。</p> <p>このアンケート結果を受け止め、期待される経営改善普及事業、経営指導員を目指して、改革を行う必要がある。</p> | | 119 | |
| | 【大分商工会議所】意見 | <p>経営支援という専門性が要求される業務については多くの事例の比較検討、指導員の間でのディスカッションなどによってその能力が高められることから、各支所に所属する経営指導員を本所一か所の所属として、お互い切磋琢磨することによってその能力をより高めていく必要がある。</p> | | 117 118 | |
| 【大分商工会議所】意見 | <p>部会、委員会の活動も重要ではあるが、指導員は本来の業務である巡回指導との兼ね合いの中でバランスを取る必要がある。</p> <p>経営指導員の女性部や青年部といった部会活動に係る業務負担が重くなり、小規模事業者への巡回業務が十分にできないとなると問題がある。</p> <p>また、間接業務を縮減しても、実のある巡回指導件数が増えなければ、単に業務が軽くなるだけであり、効果を発揮できない。そのため、数値目標を定めて進捗管理を十分に行うべきである。ごく稀にしか訪問しない先からは信頼されることはできないと考える。</p> <p>現状は計画の立て方について統一した考え方が見受けられず、組織力において改善すべき点がある。</p> <p>創業支援については窓口支援となることが多いが、ヒアリングや業務日報の閲覧などから創業相談は年間60件程度と考えられ、担当する指導員も知識・経験のレベルが高いことから、その能力を生かすためにも、可能な限り巡回を行いフォローアップする必要がある。</p> | | 118 119 | | |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|---------------------|--|--|-------|------------|
| 24. 小規模事業経営支援事業費補助金 | 【大分商工会議所】意見 | 経営カルテに記載された情報が支援先情報としては十分でなく、これによって経営支援に役立つとは言えない。中小企業の場合にはその沿革や後継者の有無、家族構成や資金繰り等を背景情報として認識していなければ、有効な経営支援を行うことは難しいが、現状このような情報が蓄積されたものとなっていない。また大部分のカルテが履歴管理の意味合いが強く、支援ノウハウの蓄積や課題の明確化、今後の方針の記録となっておらず、早急にカルテとして蓄積すべき内容の改善を行うべきである。 | 商工労働部 | 119 |
| | 【大分商工会議所】意見 | 相談部特会の記帳指導料収入については、台帳管理せず担当者ごとの把握に任せており、当該収入の未収管理について改善の必要がある。 | | 119 |
| | 【別府商工会議所】指摘事項 | 預かり金(源泉徴収の預かり金等)が、1,841,992円、簿外処理となっている。 | | 121 |
| | 【別府商工会議所】意見 | 中小企業相談所長は経営指導員の指導内容につき記録された書面を査閲し、指導内容の是非や指導員のコーチングに利用するべきである。 | | 121 |
| | 【別府商工会議所】意見 | 現金主義の会計になっており、未収、未払い等が反映されていない。 | | 121 |
| | 【別府商工会議所】意見 | 領収書綴りの受払い簿がなく、書き損じの処理が適正になされていない。 | | 121 |
| | 【別府商工会議所】意見 | 会費の未収については、特に督促等行っておらず、単年度で約2百万円の未収があり、3年分で約6百万円となる。3年間会費が未納であっても、会員からの申し出があった場合や事業所がなくなっている等の状況でもなければ、会員名簿より削除することはしていない。その結果すでに実質的に会員でなくなっている会員として登録されているケースがあり、会員数が過大となってしまう恐れがある。 | | 121 |
| | 【中津商工会議所】意見 | 経営カルテの閲覧、指導員へのヒアリングから判断すると、巡回訪問の目的が、会議所の会員獲得等の営業色の強いものと言わざるを得ない。商工会議所の活動、特に経営改善普及事業は、地域企業のサポートを通じて、その繁栄を手助けすることに主眼があると考えられ、県の補助金の目的もそこにある。経営改善普及事業を強化することによってこそ、本当の意味での新たな会員の獲得や既存会員の維持が可能となるということを強く認識し、意識を改革して取り組む必要がある。 | | 122 |
| | 【中津商工会議所】意見 | 当会議所の場合には巡回訪問の件数というよりは、一件ごとの中身の充実が課題であり、経営カルテ記載の改善もその一環としてとらえる必要がある。 | | 122 |
| 【佐伯商工会議所】意見 | <p>指導員の能力向上が経営改善普及事業の生命線であり、それは単なる机上の研修ではなく、継続的な質の高い巡回によって可能となる。したがって、上席者は戦略的な視点に立って指導員の巡回比率を高めるよう人員配置等検討されたい。</p> <p>経営カルテをもとに各経営指導員に面談を行ったところ、以下の点について早急に改善すべきと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ）カルテの記載及び面談の内容から、事業者のニーズを十分に把握できておらず、またそれへの対応が不十分と考えられるケースがあった。 原因としては、経験不足や巡回不足による事業者との関係の希薄さ、経営カルテ等への記載が不十分なために事業者の情報が蓄積されておらず、巡回訪問の深度が浅いこと等の原因があると考えられる。 特に経営カルテの記載内容が、単なる巡回履歴となってしまうケースが多い。 ）継続訪問を行っていたが、相談を受けたのち、次の訪問までに長期間空いてしまうケースがあった。巡回訪問に計画性を持たせることによって、時機を逃さない継続的な訪問が必要である。 <p>総務委員会で会員にアンケートがとられている。これ自体は非常に良いことであり、事業の効果を把握するためにも必要と考えられることから、一定の間隔をあけて行うなど継続することが望ましい。</p> <p>このアンケートにおいて、会員から期待されている佐伯商工会議所の今後取り組むべき事業として、経営指導関連事業の順位が決して高いとは言えない結果となっている。</p> <p>経営改善普及事業は商工会議所の事業の大きな柱であるが、これがさほど期待されていないとなると当補助事業の存在意義にもかかわることから、会員から期待されるような巡回指導に積極的に取り組む必要がある。</p> <p>そのためには指導員の能力向上が欠かせないため、現場主義を徹底させて、経験を積むことが欠くべからざる要件である。</p> | 123 | | |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|---------------------------------|-------------|---|-------|------------|
| 24. 小規模事業経営支援事業費補助金 | 【佐伯商工会議所】意見 | <p>三年以上経過している未収会費については、回収の可能性は低いと考えられる。 事業者と交渉して回収の見込みがないものについては、実質的な会員の要件を満たすか否かが検討を行い、会員名簿登載の可否を検討する必要がある。会員数の開示は実質的な会員であるべきと考える。 今後は会費の督促は確実にし、その際、マイナスの業務と考えずに未収に至る経緯や会議所に対する不満等も十分に把握して今後の運営に役立てることが重要である。 未収管理台帳が年度別に分かれて作成されており、累計残が直ちに把握できないことから、会員ごとに累計残がわかり、総合計も直ちに判明するような台帳に変更するべきであり、入金も自動振り込みに切りかえていく必要がある。</p> | 商工労働部 | 124 |
| | 【佐伯商工会議所】意見 | <p>未収金の消し込みと現金の取り扱いを分けることや領収書の管理を徹底することによって、最低限の内部統制を整える必要がある。 領収書については管理状況が悪く、管理簿がないことや連番が付されていない綴りがある。また、会計担当者の印がないため、実際にチェックがなされたのか判明しない状態のものがあった。早急に改善する必要がある。</p> | | 124 |
| 25. 大分県中小企業団体中央会補助金 | 意見 | <p>上席者が指導員に対して、これまで以上に積極的にOJT(オンザジョブトレーニング：職場での訓練)を行う必要があり、中央会として組織的にその実行状況をモニタリングする必要がある。</p> | 商工労働部 | 127 |
| | 意見 | <p>報告書については実績報告でもあり、情報の蓄積のためのツールでもあるとともに、上席者が部下の報告書を査閲することによって、その指導のための重要なツールともなることから、記載内容について、特にその明瞭性に注意して記載するよう対処されたい。 また、支援の内容では、申告や決算等の入口支援にとどまっているものもかなりあり、今だ不十分と考えられることから、報告書の記載についても、正確性、明瞭性などについて改善し、それを上席者が十分に査閲することによって、指導の品質を高める必要がある。</p> | | 127 |
| 31. 大分県中小企業新製品・新技術実用化開発支援事業費補助金 | 指摘事項 | <p>補助対象経費の処理について、担当部局としては、交付先が手引きに沿って適切な処理を行っているかきちんとチェックした上で、必要に応じて交付先に修正を促すよう指導すべきである。</p> | 商工労働部 | 145 146 |
| 51. 農業振興運動推進事業費補助金 | 指摘事項 | <p>国庫補助事業である「学校給食地場農畜産物利用拡大事業」に係る補助金29,546,000円は実際には平成21年度末に当協議会に国から交付されているが、平成21年度の決算においてこれが反映されない状態で確定処理され、総会の議決がとられており、その後、平成22年度に当該補助金が受け入れられたように処理され、一部執行されていた。 国からの示達が年度末ぎりぎりのタイミングであったという特殊事情はあるが、本来であれば当該補助金は平成21年度の決算において受け入れ処理され(補正予算において)、次期繰越金として確定させ、総会に付議すべきであった。</p> | 農林水産部 | 203 |
| 60. 中山間地域等直接支払交付金 | 指摘事項(1) | <p>特定の一農事組合法人が9件の集落協定に関係し受益しているケースで、当該法人が管理する複数の現地を確認したところ、維持管理状況が思わしくなく、補助金の効果が発揮されているとは言えない事例があった。 今回のような農事法人の場合には多くの集落協定に関係し、影響も大きいことから、速やかに当該農事法人に対して個別に注意を促す等の対策を取る必要がある。</p> | 農林水産部 | 227 228 |
| | 指摘事項(2) | <p>急傾斜の田を緩傾斜の田として補助金が交付されているケースがあった(過少支出)。 交付額は交付単価×面積で算定され、交付単価については、国及び県・市を合わせ、急傾斜では21円/m²、緩傾斜では8円/m²となっており(田の場合)、傾斜の度合いにより交付額が異なっている。傾斜を測るシステム上では急傾斜と算定されており、現地視察を行ったところ、急傾斜と推察できた。 傾斜誤りの原因は、補助金の算定過程における担当者の傾斜の入力ミスの可能性が考えられる。</p> | | 228 |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|-------------------|---------|---|-------|------------|
| | 指摘事項(3) | <p>協定書について一部抽出し、その内容を検討したところ、以下のような事項が検出された。</p> <p>協定書において、協定参加者の主体的な取り決めにつき、記載すべき参加者の区分や役割の記載がないものがあった。記入の不備がないかを適切にチェックする必要がある。</p> <p>協定書に申請日付や認定の日付がないものが散見された。集落協定がいつ申請されていつ認定がなされたのか明確にするために日付は必ず記入する必要がある。</p> <p>団地設定が広範囲にわたり、その中でも飛び地を多く抱えた集落協定があるが、この協定の中心人物の協定書、交付申請書、交付請求書の印鑑がすべて異なっていた。このような状態で本人確認を十分に行ったと言えるのか疑問がある。</p> <p>協定書の中に、協定期間に協定農用地において、農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制として、ある集落営農組合の名称の記載があるが、集落協定参加同意書の欄には当該営農組合の印がなく、また支援体制の記載欄においても個人印が押印されているのみであり、このような場合には実態確認がなされているのか疑問がある。</p> <p>協定書に記載されている農業者の数と、別紙の協定参加同意書の人数が一致しないものがあった。協定書の人数と協定参加同意書の人数との照合を行っていない可能性がある。協定が集落の総意を得たものであるかを把握するためにも、協定書と同意書との整合性をチェックする必要がある。</p> <p>協定書には、農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落内外の農業生産法人が引き受け、農業生産活動等の維持を図るとしている一方、当該協定書や協定参加同意書に農業生産法人の名称の記載や押印がないものがあった。協定書の内容が適切なものであるかを検討する必要がある。</p> | | 228 229 |
| 60. 中山間地域等直接支払交付金 | 指摘事項(4) | <p>確認野帳の内容について一部抽出し、査閲したところ以下の事項が検出された。</p> <p>現地確認については、コスト面を考慮し、協定農用地をすべて1筆ごとに見るのではなく、サンプルで抽出した箇所のみ現地確認を行っている市がある。これに対し、確認野帳では現地確認の有無にかかわらず、各農用地に「適」印がつけられており、このような状態では、実際に行われた現地確認の場所を後から特定することが不可能となる。</p> <p>野帳については、現地確認を行ったものと、ヒアリング等で確かめた場所と区別して記載すべきである。現地調査を行った場所を明確にすることにより、翌年度以降の現地確認の抽出箇所を選定する際の参考にもなり、より効率的なチェックが行えるものと考えられる。</p> <p>このことも含めて、多くの市では確認野帳には実際の現地確認の状況をそのまま記載せずに、現地確認の結果が「不適」であった場合には当該協定の代表者に知らせ、改善を促した後に野帳の上では当初から「適」としている。このような方法であれば、当初の実態が全く分からず、次回以降の現地確認の際にリスクに応じた現地確認を行う等、効率的な確認作業を行う際の障害になりかねない。</p> <p>したがって、まずありのままを記載し、それに基づいて改善要求、改善措置、改善状況の確認というプロセスがわかるように書類整備を行うべきである。</p> <p>現地調査の結果を記載する確認野帳が1協定について1枚作成され、全体としての適否のみが記載されていたケースが見受けられた。調査については、協定代表者等が先導する形で図面を見ながら行っているとのことであるが、協定農用地は数多くの農用地から構成されることから、現在の手法では確認もれが発生しても発見できない可能性がある。協定農用地を構成する農用地ごとのリストを作成し、一筆ごとにチェックマークを付すなど改善を図る必要があり、現行の手法は不十分と言わざるを得ない。</p> <p>管理状況を現地確認した際に確認野帳に記載漏れをしていたり、現地確認が協定表者等の立会いの下で行われたことを示す立会人名の記載がないため実際に立会ったのか不明である等、現地確認が本当に行われたのか判断できないものが見受けられた。</p> | 農林水産部 | 229 230 |

| 補助金名 | 指摘事項・意見 | | 所管部局 | 報告書 ページ |
|------------------------|---------|--|-------|------------|
| 60. 中山間地域等直接支払交付金 | 指摘事項(5) | <p>収支報告書及び実績報告書を一部抽出して検討したところ、以下の事項が検出された。</p> <p>収支報告書に記載されている金額の妥当性が確かめられていないケースがあった。これでは、収支報告書に虚偽や誤謬が生じても発見できない可能性が高いことから、通帳や請求書等との照合を行う必要がある。</p> <p>実績報告書が入手されていないケースがあった。実際には入手し、綴り込みされていなかったのかもしれないが、往査時点で呈示することができなかった。実績報告書は必ず入手して確認し、適正に綴り込まれるべきである。</p> <p>補助金にて約470万円のコンバインを購入しているケースがあったため、証票書類を閲覧したところ、購入した業者の見積書の提出元と請求書の提出元及び振込依頼書における受取人が、それぞれ異なっていた。これについて市の担当者に質問したところ、理由については確認できなかった。</p> <p>その後、現地を視察した際にコンバインの現物を確認したところ、実際に購入されていたが、上記の購入に係る証拠書類の相手先名に係る不整合の理由については判明しなかった。</p> <p>少なくとも金額の大きいものについては、補助金の適正執行の観点から、購入手続きに係る異常性について検討を行う必要がある。</p> | 農林水産部 | 230 |
| | 指摘事項(6) | <p>補助金交付金額を算定する際に、単価を乗じて金額を算定する基礎資料となる農地集計調書の中に傾斜度や傾斜角を手修正しているケースがあった。これらについては補助金交付額の基礎となる数値であるため内部統制の観点から、少なくとも修正理由の記載と修正者の印及び承認者の印が残されるべきであるが、全く記載されていないものが見受けられた。各市に改善を促す必要がある。</p> <p>また、期の途中で追加した農用地について、一部農地集計調書が漏れていた協定があった。</p> | | 230 231 |
| 61. 水田農業構造改革対策推進事業費補助金 | 意見 | <p>預金通帳と届出の印鑑が保管場所は異なるが、実質的に一人の管理下にあることから、内部統制上別々の管理者とするべきである。</p> | 農林水産部 | 235 |